

2025年度

自主規制レポート

第2部 各制度の運営状況

品質管理レビュー制度編

本冊子「2025年度自主規制レポート 品質管理レビュー制度編」は、「2025年度自主規制レポート」から、品質管理レビュー制度の概要及び2025年度(2025年4月1日から2026年3月31日まで)の運営状況を抜粋して作成した分冊となっています。

「2025年度自主規制レポート」には、以下の項目を掲載しております。ぜひこちらも併せてご覧ください。

2025年度自主規制レポート掲載箇所	
表紙～トップメッセージ	1ページ～
第1部日本公認会計士協会と自主規制の取組の概要	8ページ～
第2部Ⅰ 品質管理レビュー制度 【本冊子】	17ページ～
第2部Ⅱ 上場会社等監査人登録制度	59ページ～
第2部Ⅲ 個別事案審査制度	71ページ～
第3部自主規制のモニタリング	100ページ～
第4部自主規制レポート資料編	105ページ～

【自主規制レポートページ】

URL : <https://jicpa.or.jp/about/activity/self-regulatory/self-regulation-report/>

【関連規程等の略称について】

自主規制レポートにおいて、略称を用いて参照している規程等は次の表のとおりです。

金融商品取引法	金融商品取引法(昭和23年法律第25号)
公認会計士法	公認会計士法(昭和23年法律第103号)
公認会計士法施行規則	公認会計士法施行規則(平成19年内閣府令第81号)
会則	日本公認会計士協会会則

目 次

I 品質管理レビュー制度	17
1. 品質管理レビュー制度の概要	17
(1) 品質管理レビュー制度の概要・目的	17
(2) 監査事務所の品質管理システム	19
(3) 品質管理レビューの種類	21
(4) 品質管理レビューの対象監査事務所	22
(5) 品質管理レビューの実施方法	22
(6) 品質管理レビューにおけるレビュー手続の流れ	25
(7) 品質管理レビューの実施結果	26
(8) 改善勧告事項	27
(9) 改善勧告事項となった原因(根本原因)の分析	28
(10) 改善措置の状況の確認	29
(11) 品質管理レビュー制度上の措置	30
(12) 個別事案審査制度との連携	31
(13) 品質管理レビュー結果の概要の第三者への開示	31
(14) 品質管理レビュー結果に関する監査役等とのコミュニケーション	31
2. 品質管理レビュー制度を運営する組織	32
(1) 品質管理レビューを運営する組織	32
(2) 委員一覧	33
3. 公認会計士・監査審査会との関係	34
(1) 公認会計士・監査審査会によるモニタリング	34
(2) 公認会計士・監査審査会との連携	35
4. 2025年度の品質管理レビューの運営状況	36
(1) 品質管理レビュー方針に基づく対応	36
(2) 品質管理レビューの実施状況	39
(3) 通常レビューの実施結果	41
(4) 特別レビューの実施状況及び実施結果	47
(5) 登録の審査のためのレビューの実施状況及び実施結果	48
(6) 改善措置の状況の確認	49
(7) 品質管理レビューの実施結果に基づく措置の状況等	50
5. 2025年度の通常レビューにおける改善勧告事項	52
(1) 「監査事務所の品質管理システム」に関する改善勧告事項	52
(2) 「監査業務の品質管理」に関する改善勧告事項	55

I 品質管理レビュー制度

～監査役等・社外役員・投資家の皆様へ～

- ・ 監査役等の皆様におかれましては、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性を判断する際や新規契約締結時において、会計監査人たる監査事務所の品質管理システムの整備及び運用の状況の概要を把握する必要があることから、本冊子「1.品質管理レビュー制度の概要」をご一読いただくことで、会計監査人から伝達される品質管理レビューの結果等をより正しく理解できると考えます。また、本冊子「4.(3)通常レビューの実施結果」に掲載しております通常レビュー報告書交付監査事務所(規模別の内訳)や「5.2025年度の通常レビューにおける改善勧告事項」を参照いただけますと、2025年度の全体傾向を踏まえた会計監査人の状況をご確認いただけます。
- ・ 監査役等・社外役員・投資家の皆様におかれましては、当協会の自主規制の各制度をご理解いただく端緒として、本冊子に取りまとめている各制度概要・2025年度の運営状況を要約した自主規制レポートページ掲載の「サマリー」をご活用いただけますと幸いです。

1 品質管理レビュー制度の概要

(1)品質管理レビュー制度の概要・目的

当協会は、自主規制の取組の一環として、監査業務の適切な質的水準の維持・向上を図り、監査に対する社会的信頼を維持・確保することを目的とした品質管理レビューを1999年度から実施しています。

当協会に設置した品質管理委員会は、公認会計士法第46条の9の2の趣旨を踏まえ、会則第77条に基づき、品質管理レビューを実施することにより、公認会計士又は監査法人(以下「監査事務所」という。)が行うリスク評価プロセスを含む監査の品質管理システム(以下「品質管理システム」という。)の整備及び運用の状況を確認し、その結果を監査事務所に通知するとともに、必要に応じて改善を勧告し適切な措置を決定します。

なお、品質管理レビューは、指導及び監督(監督上の措置を含む。)の性格を有するものであり、摘発・懲戒を行うことや監査事務所が表明した監査意見の形成に介入することを目的とするものではありません。

また、2022年5月の公認会計士法改正により、当協会は、2023年4月から上場会社等監査人登録制度を運営しています(上場会社等監査人登録制度の詳細は「第2部Ⅱ 上場会社等監査人登録制度」を参照。)。当該制度において、登録申請者及び登録上場会社等監査人に対して上場会社等の監査を公正かつ的確に遂行するための体制を備えているかを確認することを目的として、「適格性の確認」を行っています。

全ての監査事務所は、人的体制を含む業務管理体制を整備しなければなりませんが、上場会社等の監査を行う監査事務所は、当該監査業務を公正かつ的確に遂行するために、より高い規律付けを果たした業務管理体制が求められます。

なお、適格性の確認は、品質管理レビュー制度が前提となっており、レビューを通じて得られる情報を踏まえ、登録の審査が行われます。また、上場会社等監査人名簿に登録された後も、当協会は、品質管理レビューを通じて、各監査事務所の取組状況を継続的に確認しています。

品質管理レビュー制度及び上場会社等監査人登録制度の沿革については、巻末資料をご参照ください。

【適格性の確認のために行う品質管理レビュー】

対象者	実施タイミング	実施されるレビュー	目的・確認内容
登録申請者	登録申請時	登録の審査のためのレビュー	登録上場会社等監査人としての適格性(品質管理体制の整備状況等)を確認
登録上場会社等監査人 (通常レビュー対象監査業務あり)	通常レビュー実施時	通常レビュー	通常レビュー実施時に、上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するための体制その他の業務管理体制として、法令等に定めのある事項を遵守しているかどうか併せて確認
登録上場会社等監査人 (通常レビュー対象監査業務なし)	上場会社等監査人登録審査会が必要と認めたとき	登録の審査のためのレビュー	登録上場会社等監査人としての適格性(品質管理体制の整備状況等)を確認

(参考)

国際会計士連盟(IFAC)理事会は、「加盟団体が遵守すべき義務に関するステートメント」(以下「SMO」という。)1-7を制定しており、加盟団体は、SMOに定められる要求事項を履行するための行動を明示し、実行する義務を有しています。SMO1「品質保証」には、監査等の保証業務等を行う事務所に対する品質保証レビュー・システムに関する加盟団体への要求事項が定められています。

当協会は、国際会計士連盟に加盟しており、我が国における品質管理レビューにおいても、SMO1を遵守して実施しています。

(2)監査事務所の品質管理システム

監査事務所は、以下の事項に関する品質管理システムを、適切に整備し運用する必要があるため、品質管理レビューでは、品質管理レビュー基準及び手続に基づき、監査事務所の品質管理システムの整備及び運用状況を確認しています。

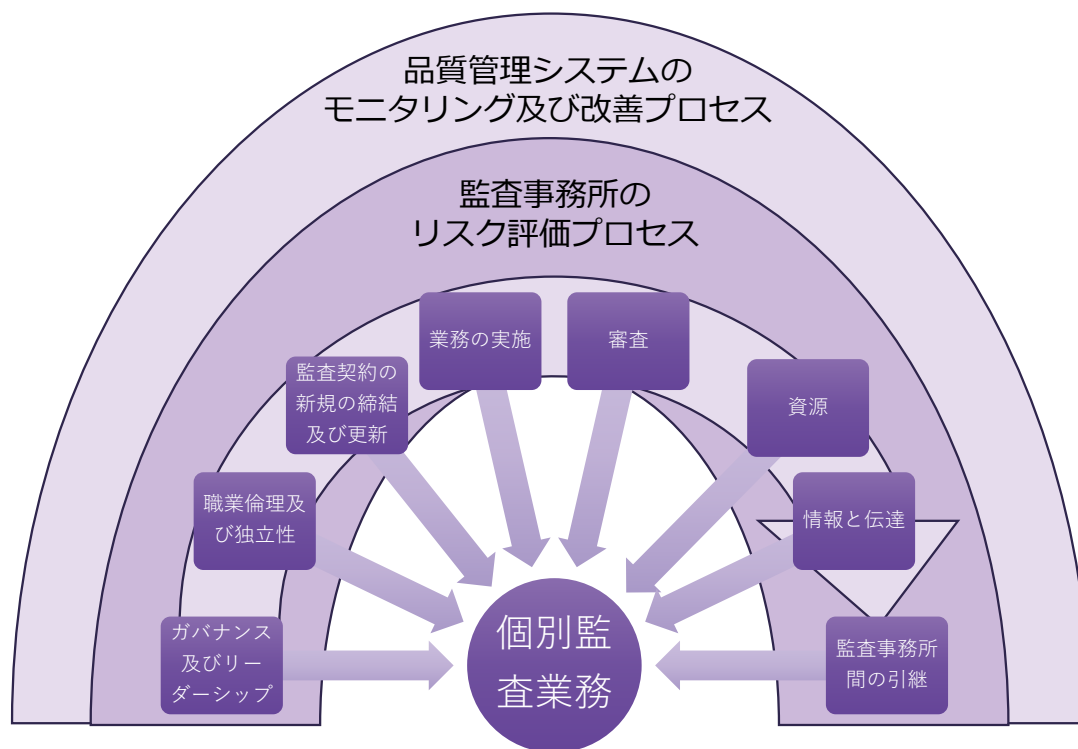
- ・ 監査事務所と監査事務所に所属する社員等及び専門職員全体(以下併せて「専門要員」という。)が職業的専門家としての基準及び適用される法令等に従って自らの責任を果たすとともに、当該基準及び法令等に従って監査業務を実施すること。
- ・ 監査事務所又は監査責任者が状況に応じた適切な監査報告書を発行すること。

なお、品質管理システムは、継続的かつ反復的に運用され、監査事務所の性質及び状況並びに監査事務所が実施する業務の内容及び状況の変化に対応して運用されるべきものです。

【監査事務所の品質管理システムの構成要素】

品質管理基準報告書第1号「監査事務所における品質管理」は、品質管理システムの各構成要素を相互に連携させ、監査事務所が主体的に業務の品質を管理できるよう、各構成要素の整備及び運用を行う際に、リスク・アプローチを適用することを要求しています。

(注)品質管理基準報告書第1号「監査事務所における品質管理」及び同第2号「監査業務に係る審査」の2024年9月26日改正時点の内容に基づいている。



監査事務所のリスク評価プロセス (品質管理システムの一部として、監査事務所により設定されたプロセス)	品質管理にリスク・アプローチを適用する際に、監査事務所が従わなければならないプロセスである。品質目標の設定、品質リスクの識別と評価、及び品質リスクへの対応の整備と運用で構成される。
ガバナンス及びリーダーシップ (品質管理システムの運用の基礎)	監査事務所の組織風土、最高責任者等の品質に関する責任、組織構造、責任及び権限の分担、資源配分を取り扱っている。
職業倫理及び独立性 (業務の実施の基礎となる特定の項目)	監査事務所及びその専門要員が遵守すべき職業倫理に関する品質目標と特定の対応を取り扱っている。
監査契約の新規の締結及び更新 (業務の実施の基礎となる特定の項目)	契約の新規の締結及び更新における監査事務所の判断に関する品質目標と特定の対応を取り扱っている。
業務の実施 (業務の実施の基礎となる特定の項目)	指揮と監督及び監査調書の査閲、職業的専門家としての判断及び懐疑心の発揮、専門的な見解の問合せ、並びに判断の相違を含む、高品質な監査の実施を支援するための品質目標と特定の対応を取り扱っている。
資源 (他の構成要素の運用を可能にする)	品質管理システムの運用を可能にする人的資源、テクノロジー資源、知的資源及びサービス・プロバイダーの取得、開発、利用、維持、配分及び配分のための品質目標を取り扱っている。
情報と伝達 (他の構成要素の運用を可能にする)	品質管理システムに関する情報の入手、生成又は使用、及び監査事務所内外への適時な情報発信に関する品質目標と特定の対応を取り扱っている。
モニタリング及び改善プロセス (品質管理システムの一部として、監査事務所により設定されたプロセス)	- 品質管理システムの整備及び運用に関して信頼性の高い情報を適時に提供するためのプロセスである。 - 不備を適時に改善するよう、不備に対応する適切な措置を講じるプロセスである。
監査事務所間の引継 (業務の実施の基礎となる特定の項目)	後任の監査事務所に対する監査上の重要事項の伝達と前任の監査事務所に対しての監査上の重要事項についての問合せに関する品質目標を取り扱っている。
審査 (業務の実施の基礎となる特定の項目)	審査担当者の十分な審査時間を含む、適性・能力と当該監査業務に対する独立性及び客観性の確保、並びに適切な時点における深度ある審査の実施及び文書化に関する特定の対応を取り扱っている。

(注)品質管理基準報告書第1号「監査事務所における品質管理」及び同第2号「監査業務に係る審査」を踏まえ、当協会が作成。

(3)品質管理レビューの種類

品質管理レビューは、通常レビュー、特別レビュー及び登録の審査のためのレビューの三つから構成されます。

【品質管理レビューの種類】

	通常レビュー（注1・2）	特別レビュー（注2）	登録の審査のためのレビュー
目的	監査事務所の品質管理システムの整備及び運用の状況、並びに監査業務の品質管理の確認	監査事務所の特定の分野又は特定の監査業務に係る品質管理システムの整備及び運用の状況の確認	監査事務所の品質管理システムの整備の状況及び上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するための体制その他の業務管理体制の整備状況の確認
実施頻度・内容	原則として3年に一度の頻度で実施。なお、品質管理委員会の判断に基づき、実施頻度を短縮し、又は伸長して実施する場合もあるが、少なくとも5年に一度の頻度で実施する。	監査事務所の合併や監査人の交代など品質管理委員会が必要と認める場合に、下記の事項などについて適時に確認するために実施。 ・監査事務所の品質管理体制 ・監査実施状況 ・特定のテーマ	登録申請時及びその他必要と認めたときには、上場会社等監査人登録審査会から品質管理委員会に対する要請に基づき実施。
対象	通常レビュー対象監査事務所	監査契約を締結している全ての監査事務所	・登録申請者 ・通常レビュー対象監査業務がない登録上場会社等監査人
手法	往査	往査、聴取又は書面	往査

(注)1.通常レビュー対象監査業務がある登録上場会社等監査人に対しては、上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するに足りる人的体制その他の業務管理体制として、法令等に定めのある事項を遵守しているかどうか併せて確認することで、適格性の確認を実施する。

2.信用金庫、信用協同組合及び労働金庫の監査業務以外に公認会計士法上の大会社等の監査業務がない監査事務所については、倫理規則の改正等を踏まえ、2025年度から通常レビュー対象監査事務所から除くこととし、通常レビューを実施しないこととなったが、新たにモニタリングを実施(監査事務所の品質管理システムの整備及び運用の状況を確認するために報告を求める)できるようにし、必要と認めた場合には、特別レビューを実施することとした。

URL : https://jicpa.or.jp/specialized_field/20250523ahb.html

(4)品質管理レビューの対象監査事務所

品質管理委員会は、オフサイト・モニタリング等を通じて監査事務所の最近の概況に関する情報を収集しており、それを基に、通常レビュー及び特別レビューを実施する監査事務所を決定し、レビュー年次計画を策定しています。このレビュー年次計画は、継続的な情報収集を通じて適宜修正しています。

2026年3月31日現在の通常レビュー対象監査事務所数は以下のとおりです。

【2026年3月31日現在の通常レビュー対象監査事務所数】

(単位：事務所)

	監査法人	公認会計士 ^(注1)	合計
通常レビュー対象監査事務所	147	26	173
登録上場会社等監査人 ^(注2)	131	0	131

(注)1.複数の公認会計士が共同で監査業務等を実施する公認会計士共同事務所(以下「共同事務所」という。)については、共同事務所単位で品質管理レビューを実施しており、当該単位で公認会計士事務所数に含めている。

2.上場会社等監査人登録審査会において「登録の拒否が決定された事務所のうち、上場会社の監査を実施している事務所」については、登録上場会社等監査人に含めている。

(5)品質管理レビューの実施方法

品質管理レビュー基準及び手続に従って、効果的かつ効率的な品質管理レビューの実施のため、様式^(注)を定め、品質管理レビューを実施しています。

(注)当協会ウェブサイト(会員専用ページ)「品質管理レビューツール等」にて公表している。

URL:https://jicpa.or.jp/n_member/download/review/

なお、品質管理レビューの実効性の向上に向け、前年度の品質管理レビューの実績、品質管理レビュー基本方針(2023年度～2025年度)に掲げた事項への対応、公認会計士・監査審査会による検査での指摘等を踏まえ、2025年度は、品質管理レビュー報告書の記載項目の順序の見直し、監査調書の改ざん防止策に関する対象期間拡大、監査調書の写しの入手対象監査事務所の拡大、「重要な不備事項のある実施結果」となる要件の明瞭化といった観点で品質管理レビュー手続等の改正を行いました。

また、適格性の確認のために行う品質管理レビューに当たり、上場会社等の監査を行う監査事務所の体制が、公認会計士法等に基づき公正かつ的確に監査証明業務を遂行できるかを確認するため、「上場会社等の監査を行う監査事務所の適格性の確認のためのガイドライン」(以下「適格性の確認ガイドライン」という。)を策定し公表しています。適格性の確認ガイドラインは、品質管理レビューにおける着眼点と判断基準を示すとともに、監査事務所のセルフアセスメントや自主的な改善にも資するもので、2025年度は、前年度の品質管理レビューの実績等を踏まえ、報酬依存度の

セーフガードとして、監査意見表明前のレビューを行う者の適格性を検討する際の判断基準を追加するとともに、監査ファイルの最終整理期間の改ざん防止策についても着眼点を追加し、さらに判断基準を新設する改正を行いました^(注)。

(注)当協会ウェブサイト「専門情報一覧(掲載日：2025年6月20日)」を参照。

URL:https://jicpa.or.jp/specialized_field/20250620cgj.html

① 通常レビュー

通常レビューにおいては、監査事務所全体の品質管理の状況を確認するため、主として以下の方法によって品質管理レビューを実施します。

また、下図のとおり「監査事務所の品質管理システム」と「監査業務の品質管理」は相互に影響し合っています。

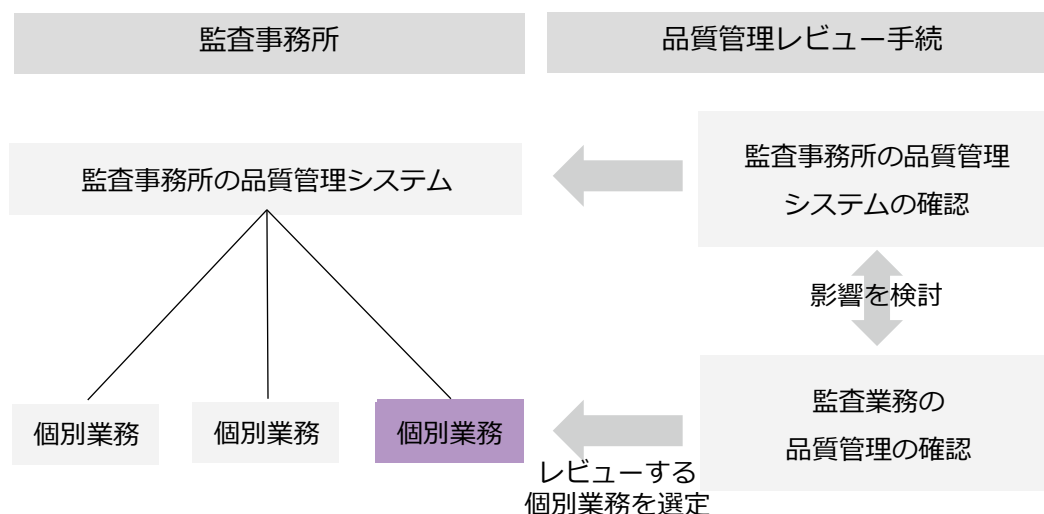
ア. 監査事務所の品質管理システムの確認

監査事務所の品質管理システムが適切に整備され、また有効に運用されているかどうかを確認します。

イ. 監査業務の品質管理の確認

監査事務所の品質管理システムが個別業務において適切に運用されているかどうかを確認します。

【通常レビューにおいて確認する対象とその関係】



なお、レビュー対象として選定する個別業務については、監査事務所の状況と監査業務のリスクの程度・業務内容等を考慮して、監査事務所全体の品質管理の状況を確認できるように選定します。

また、個別業務において特に重要な改善勧告事項や多数の改善勧告事項が識別された場合には、監査事務所の品質管理システムへの影響について検討します。

② 特別レビュー

レビュー年次計画の策定において、特別レビューの対象となる監査事務所を選定するとともに、

年度の途中であっても特別レビューを早急に実施する必要があると認められた場合は、対象となる監査事務所を選定します。

選定した監査事務所については、特別レビューの目的に従って、対象となる特定の分野や特定の監査業務等を考慮してレビューの対象範囲を決定した上で特別レビューを実施します。

③ 登録の審査のためのレビュー

登録申請者及び通常レビューの対象となる監査業務がない登録上場会社等監査人に対して適格性の確認を行う目的から、監査事務所の品質管理システムの整備状況を中心に確認します。なお、監査事務所の整備状況の評価に当たっては、監査事務所の運営の状況や監査業務への適用の状況などの実態も十分に考慮します。

(6)品質管理レビューにおけるレビュー手続の流れ

品質管理レビューにおけるレビュー手続の基本的な流れは、以下のとおりです。

【品質管理レビューにおけるレビュー手続の流れと運営組織】

レビューにおける手続		レビュー チーム	品質管理 審査部会	品質管理 委員会
①レビュー年次計画	品質管理レビューの対象とする監査事務所を決定するためのレビュー年次計画を策定します。	●		
②審議・承認	レビュー年次計画の内容を品質管理委員会が審議・承認します。			●
③レビューの計画	レビューにおけるリスクを勘案し、重要度の高い項目に焦点を当てて、監査事務所及び監査業務における品質管理のレビュー計画を策定します。必要に応じて、品質管理審査部会に事前相談します。	●	●	
④レビューの実施	監査事務所に往査し、監査事務所の代表者、品質管理責任者及び監査チームに対する質問や、監査調書の閲覧等を実施します。	●		
⑤審査、審議・承認	レビューを実施した結果、レビューチームが起案した「品質管理レビュー報告書」や「改善勧告書」及び必要があれば措置通知の内容を品質管理審査部会が審査し、品質管理委員会が審議・承認します。	●	●	●
⑥実施結果の報告	レビュー結果を評価し、レビューの実施結果を記載した「品質管理レビュー報告書」を監査事務所に交付します。(「(7)品質管理レビューの実施結果」において詳述。)			●
⑦改善の勧告	改善が必要な事項が見受けられた場合には、「改善勧告書」を監査事務所に交付します。(「(8)改善勧告事項」において詳述。)			●
⑧改善計画の受領	重要な不備事項又は極めて重要な不備事項(以下「重要な不備事項等」という。)があった場合には、監査事務所が作成した「改善計画書」を受領します。			●
⑨審査、審議・承認	「品質管理レビュー報告書」及び「改善勧告書」並びに措置通知の内容に加えて、「改善計画書」の内容を品質管理審査部会が審査し、品質管理委員会が審議・承認します。		●	●
⑩措置の通知	レビュー結果に応じて監査事務所に対する措置を通知します。(「(11)品質管理レビュー制度上の措置」において詳述。)			品質管理委員会の承認を経て、 当協会から通知。

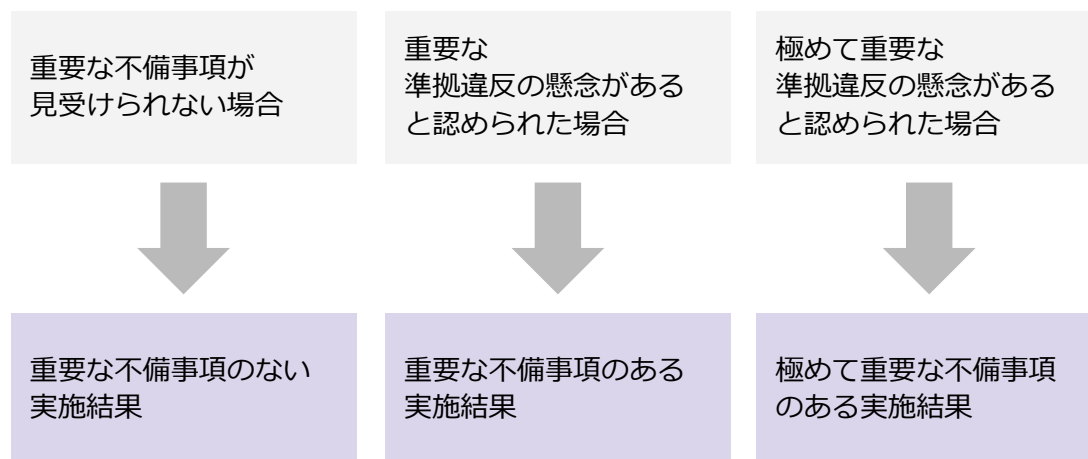
(注)上記と並行して、改善措置の状況の確認に係る手続(前年度の改善勧告事項に対する監査事務所の改善状況の確認手続)を実施する。なお、監査事務所の状況等によっては、レビュー計画を変更し、当年度に「通常レビュー」又は「改善状況の確認」として、監査事務所に往査する場合がある(「(10)改善措置の状況の確認」において詳述。)

(7)品質管理レビューの実施結果

① 実施結果の種類

品質管理レビューの実施結果を記載した品質管理レビュー報告書を作成し、監査事務所に交付しています。品質管理レビューの実施結果は、監査事務所の品質管理システムの整備及び運用の状況における、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する極めて重要な準拠違反又は重要な準拠違反の懸念の有無に応じて以下の3種類に分けられます。

【品質管理レビューの実施結果の種類】



(注)1. 特別レビューの実施結果は、特別レビューの実施対象の内容に応じ、監査事務所の特定の分野又は特定の監査業務に係る品質管理システムの整備及び運用の状況において、品質管理の基準に適合していない又は品質管理システムに準拠していない重要な不備事項の有無について表明している。

2. 登録の審査のためのレビューの実施結果は、品質管理の基準に適合していない又は上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するための体制その他の業務管理体制として、法令等に定めのある事項を遵守していないと認められる重要な不備事項の有無について表明している。

なお、重要な不備事項のある実施結果は、例えば、以下のような場合に表明されます。

- ・ 品質管理システムの整備又は運用状況が不適切又は不十分であり、その程度が重要である場合
- ・ 重要な領域(会計上の見積り、収益認識等)について、重要な虚偽表示を看過している懸念がある場合
- ・ 重要な領域(会計上の見積り、収益認識等)について、監査リスクを許容可能な低い水準に抑える十分かつ適切な監査証拠を入手していない場合

② 実施結果の不表明

品質管理レビューの実施対象となる事項の重要な構成部分について、主要なレビュー手続を実施できなかったことにより、実施結果を表明するに足る基礎を得ることができなかった場合には、品質管理レビュー報告書に実施結果は表明されません。

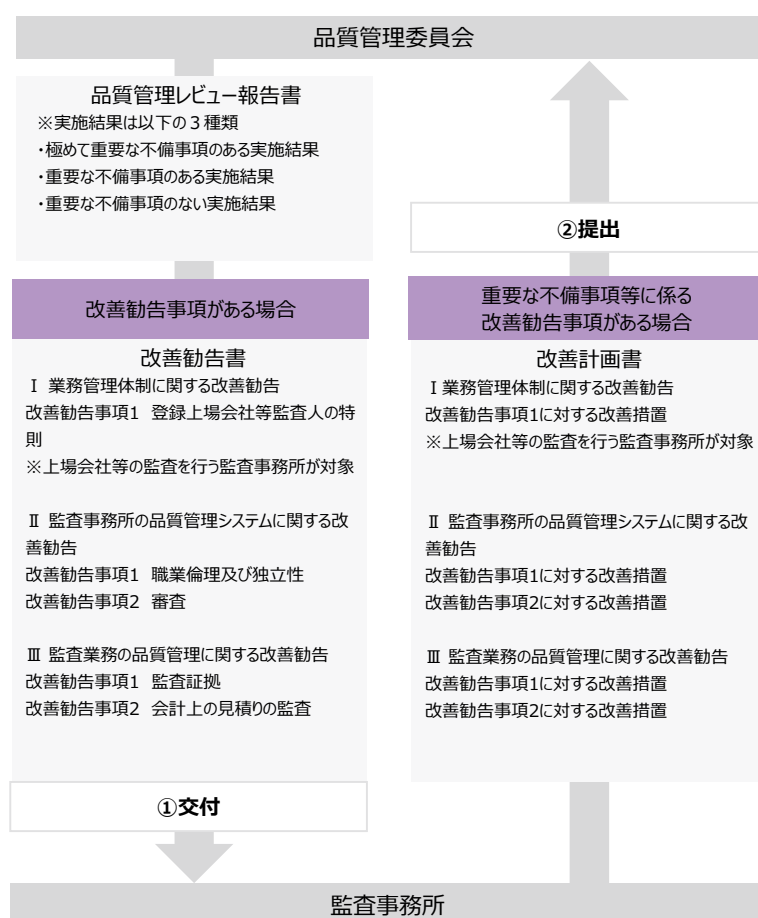
(8)改善勧告事項

品質管理レビューの実施結果にかかわらず、改善勧告事項がある場合には、改善勧告事項を記載した改善勧告書を作成し、品質管理レビュー報告書と併せて監査事務所に交付します。なお、改善勧告書には、監査事務所の品質管理システムに関する改善勧告事項と、監査業務の品質管理に関する改善勧告事項、これに加えて上場会社等の監査を行う監査事務所においては、業務管理体制に関する改善勧告事項に区分して記載します。これらの改善勧告事項を、不備の程度に応じて「極めて重要な不備事項」、「重要な不備事項」及び「不備事項」として整理しています。

改善勧告を受けた監査事務所は自主的な改善を図る必要があり、このうち重要な不備事項等に係る改善勧告事項が見受けられた監査事務所には、当該不備事項に対する改善措置を記載した改善計画書の作成・提出が求められます。

なお、登録上場会社等監査人に対して重要な不備事項等が認められた場合には、その概要を当協会のウェブサイト「登録上場会社等監査人情報」において公表しています(詳細は「第2部Ⅱ上場会社等監査人登録制度」を参照。)

【改善勧告事項がある場合の対応】



(9)改善勧告事項となった原因(根本原因)の分析

監査事務所がより実効性のある適切な改善措置を立案し実施するためには、改善勧告事項の発生原因を明らかにすることが重要です。このため、重要な不備事項等のある実施結果の場合には、レビューチームは品質管理レビュー報告書に設けた「根本原因及び必要な対応」欄に改善を求める旨を記載します。

「改善勧告事項の発生原因」には、その原因を生じさせている根本的な原因が存在し、また、複数の原因を生じさせている共通した監査事務所の状況が根本的な原因(例えば、監査事務所の風土や経営姿勢といった事項に問題があるケース)となっている場合が多く見受けられ、また、発見事項となった原因が相互に関係する場合があるため、品質管理レビュー報告書において重要な不備事項等が指摘された場合に、監査事務所は、改善計画書にレビューチームと監査事務所の最高責任者等との意見交換を踏まえて「改善勧告事項となった原因及び根本的な原因」を記載します。

なお、重要な不備事項のない実施結果の場合であっても、自主的な改善に懸念のある監査事務所については、必要に応じて、上記と同様に監査事務所とのコミュニケーションを経て、品質管理レビュー報告書に「根本原因及び必要な対応」を記載しています。

(10)改善措置の状況の確認

品質管理レビューを実施した結果、改善勧告事項があった全ての監査事務所に対して、翌年度に、監査事務所による改善措置の実施状況を記載した改善状況報告書の提出を求めています。レビューチームは、監査事務所の改善を促すために必要な指導を行うとともに、その改善措置の実施状況を以下のとおり確認します。

① 重要な不備事項等のある実施結果が表明された監査事務所

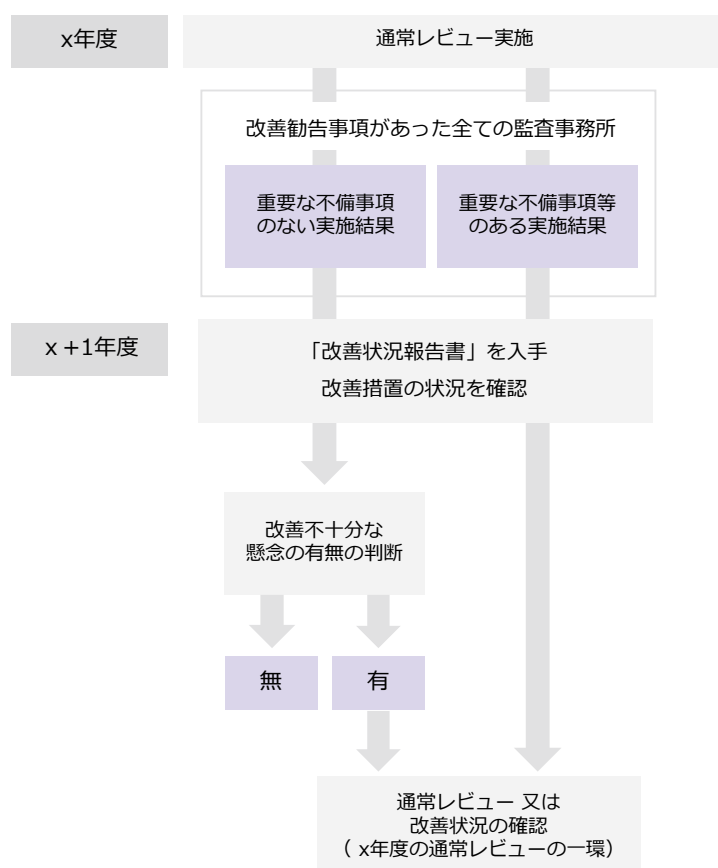
翌年度に改善状況報告書によって改善措置の状況を確認した上で、再度通常レビュー又は改善状況の確認を実施し、往査によって改善措置の実施状況を確認します。

② 重要な不備事項のない実施結果が表明された監査事務所

翌年度に改善状況報告書によって改善措置の状況を確認した上で、改善不十分の懸念が認められる監査事務所に対しては、通常レビュー又は改善状況の確認を実施し、往査によって改善措置の実施状況を確認します。

なお、改善状況の確認を実施した場合には、改善の不十分な事項の有無について確認した結果を記載した改善状況の確認結果報告書を作成し、監査事務所に交付します。

【改善勧告事項があった監査事務所の改善措置の状況の確認】



(注)当年度に特別レビュー(品質管理委員会の判断に基づいて実施するもの)を実施して不備事項が見受けられた場合、原則、翌年度に改善状況の確認を行うこととしている。

(11)品質管理レビュー制度上の措置

品質管理の質的水準が十分でないために自主的な改善を促す必要があり、また、その状況を監督していくことが必要と考えられる監査事務所に対しては、品質管理レビューの結果に基づき、必要な措置を決定しています。

品質管理レビュー制度上の措置の種類

- ・ 注意
- ・ 厳重注意
- ・ 辞退勧告(監査事務所が実施する監査業務の全部又は一部)

品質管理委員会は、原則として品質管理レビュー(改善状況の確認を含む。)の改善勧告事項に基づき、極めて重要な不備事項が認められた場合は辞退勧告(監査事務所が実施する監査業務の全部又は一部)、重要な不備事項が認められた場合は厳重注意、不備事項が再指摘となった場合は注意の措置を決定します。ただし、前回以前の改善勧告事項が改善されておらず、再度、改善勧告事項として認められたときは、原則に基づく措置に加重した措置を検討します。

【品質管理レビュー制度上の措置】

指摘事項	実施回数		
	(1回目)	(2回目)	(3回目以降)
極めて重要な不備事項	辞退勧告(注)	辞退勧告	辞退勧告
重要な不備事項	厳重注意(注)	辞退勧告(注)	辞退勧告
不備事項	措置なし	注意	厳重注意

(注)監査事務所の規模、上場会社監査の有無、レビューの回数、過年度のレビュー結果等の個別事情に応じて、軽減した措置を決定することがある。

また、監査事務所が正当な理由なく品質管理レビューを拒否し、又は協力しなかった場合には、品質管理レビューの実施回数にかかわらず、監査業務からの辞退勧告を決定します。さらに、品質管理レビューの実施に当たり、監査事務所が品質管理レビューを拒否したとき、又は非協力であるとき、監査事務所に対して改善勧告したにもかかわらず改善されないとき等の報告を受けた品質管理委員会の委員長は、品質管理委員会が必要と認めたときには、監査・規律審査会の審査会長にその旨を報告することができます。

なお、登録上場会社等監査人に対して辞退勧告を決定した場合には、上場会社等監査人登録審査会において、登録取消しの審査対象となります(詳細は「第2部Ⅱ上場会社等監査人登録制度」を参照。)

(12)個別事案審査制度との連携

品質管理レビュー制度上の組織である品質管理委員会と、個別事案審査制度上の組織である監査・規律審査会は、ともに監査業務の品質向上に努め、各々の制度上の調査や審査を通じて、双方の所掌に属する重大な事項を発見した場合に、必要に応じて、適時に情報連携を行い、双方が適切な対応を実施します。例えば、品質管理レビューを通じて、監査事務所が表明した監査意見の妥当性に疑念が生じた場合、又は監査事務所の当協会の会則及び規則への準拠性に疑念が生じた場合に、品質管理委員会の委員長は、その内容を監査・規律審査会の審査会長に報告することを会則で定めています(個別事案審査制度の詳細については、「第2部Ⅲ 個別事案審査制度」を参照。)。特に2025年度においては、監査・規律審査会での監査事案として処分提案になり得るものについて、品質管理レビューでは個別業務に対する目線を高めて指導できるよう意見交換を行っています。

(13)品質管理レビュー結果の概要の第三者への開示

監査事務所は、原則として品質管理レビュー報告書、改善勧告書、改善計画書及び改善状況の確認結果報告書(以下「品質管理レビュー報告書等」という。)を第三者に開示^(注)することはできませんが、直近の品質管理レビュー結果の概要については、品質管理委員会運営細則に基づき公表が認められている事項(品質管理レビュー報告書等の交付日付、品質管理レビューの実施結果及び当該結果に基づく措置、重要な不備事項等又は不備事項の有無、当該事項があった場合の内容の要約及び監査事務所の対応状況等)を監査事務所が作成する「監査品質に関する報告書」等によって、第三者に開示することができます。

なお、登録上場会社等監査人の場合には、上記にかかわらず、上場会社等監査人登録細則に基づき、経営管理の状況等として公表が認められている事項(当協会ウェブサイトで公表している品質管理レビュー実施年度、品質管理レビュー報告書等の交付年月、重要な不備事項等のある実施結果が認められた場合には、その概要等に加え、重要な不備事項等が認められない場合はその旨)を経営管理の状況等として第三者に開示することができます。

(注)監査事務所が所属するネットワーク・ファームによる質問、調査又は検査その他の品質管理上の要請に応じることを目的とする場合には、第三者開示の規制対象外となる。

(14)品質管理レビュー結果に関する監査役等とのコミュニケーション

監査役若しくは監査役会、監査等委員会又は監査委員会(以下「監査役等」という。)は、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性を判断するに当たって、また、新規契約締結時において、監査事務所の品質管理システムの整備及び運用の状況の概要を把握する必要があります。

そのため、監査基準報告書260「監査役等とのコミュニケーション」に従って、例えば以下のいずれかに該当する監査の場合には、監査事務所は、品質管理レビューの結果及びその結果に基づく措置等の内容(個別業務における品質管理に関する改善勧告事項の有無、その領域及び全般的な傾向を含む。)を監査役等に書面又は電磁的記録で伝達することが求められています。なお、伝達を開始する時期は、監査事務所が品質管理レビュー報告書等を受領した日以後となります。

- ・公認会計士法上の大会社等の監査
- ・会計監査人設置会社の監査
- ・信用金庫、信用協同組合及び労働金庫の監査

2 品質管理レビュー制度を運営する組織

(1) 品質管理レビューを運営する組織

品質管理レビューは、品質管理委員会を中心に運営されています。その下部組織として、品質管理審査部会、品質管理レビュー基準等改正検討部会及びレビューチームがあります。品質管理レビューの運営を行う各組織の主な役割及び2026年3月31日時点における構成については次の表のとおりです(監査業務に係る自主規制の全体像については、「第1部3自主規制の取組(指導・連絡・監督)」を参照。)

① 品質管理委員会 (年間開催数 : 14回)

【品質管理委員会の職務と構成】

組織名	品質管理委員会
職務	・品質管理レビューの実施結果、当該結果に基づく措置等の審議 ・品質管理レビューに関する基準及び手続の立案 ・品質管理レビューを通じて認識した監査事務所又は監査の基準に係る共通の問題点等に関する意見の会長への具申 ・品質管理レビューの制度及び運用に関する意見の会長への具申 ・その他、品質管理レビュー制度等の運営に必要な事項
構成	・委員長(1人。当協会副会長。) ・委員(10人。会員7人及び会員外の有識者3人。このうち品質管理審査部会の部会長である委員5人を含む。)

(i) 品質管理審査部会 (年間開催数 : 85回)

【品質管理審査部会の職務と構成】

組織名	品質管理審査部会
職務	・品質管理レビューの実施状況や結果、当該結果に基づく措置等について審査し、審査結果を品質管理委員会に報告
構成	・全6審査部会から構成。 ・部会員(各審査部会5人以上。(全て会員のうち部会長1人。))

(ii)品質管理レビュー基準等改正検討部会（年間開催数：9回）

【品質管理レビュー基準等改正検討部会の職務と構成】

組織名	品質管理レビュー基準等改正検討部会
職務	・品質管理レビューに関する基準及び手続の立案、並びに品質管理レビューツールの改廃に係る事項を策定し、品質管理委員会に報告
構成	・部会長(1人。品質管理委員会委員。) ・構成員(11人。全て会員。)

(iii)レビューチーム

【レビューチームの職務と構成】

組織名	レビューチーム
職務	・監査事務所の品質管理の状況について調査し、その調査結果を品質管理審査部会に報告
構成	・主席レビューアー(1人) ・副主席等レビューアー(7人) ・主査レビューアー(18人) ・スタッフレビューアー(16人。うちIT専門家レビューアー4人を含む。)

(2)委員一覧

2026年3月31日時点における品質管理委員会の構成員は、次の表のとおりです。

【品質管理委員会の構成員】

役職	氏名	所属・肩書
委員長	小倉 加奈子	日本公認会計士協会 副会長
委員(会員外)	石本 哲敏	東京弁護士会 弁護士
委員(会員外)	堀江 正之	日本大学 特任教授
委員(会員外)	渡邊 浩司	株式会社東京証券取引所 上場部長
委員	太田 稔	日本公認会計士協会 常務理事
委員	勝島 康博	日本公認会計士協会 常務理事
委員	久保 暢子	日本公認会計士協会 理事
委員	小林 尚明	日本公認会計士協会 会員
委員	菅谷 圭子	日本公認会計士協会 常務理事
委員	中川 満美	日本公認会計士協会 常務理事
委員	久塚 清憲	日本公認会計士協会 会員

3

公認会計士・監査審査会との関係

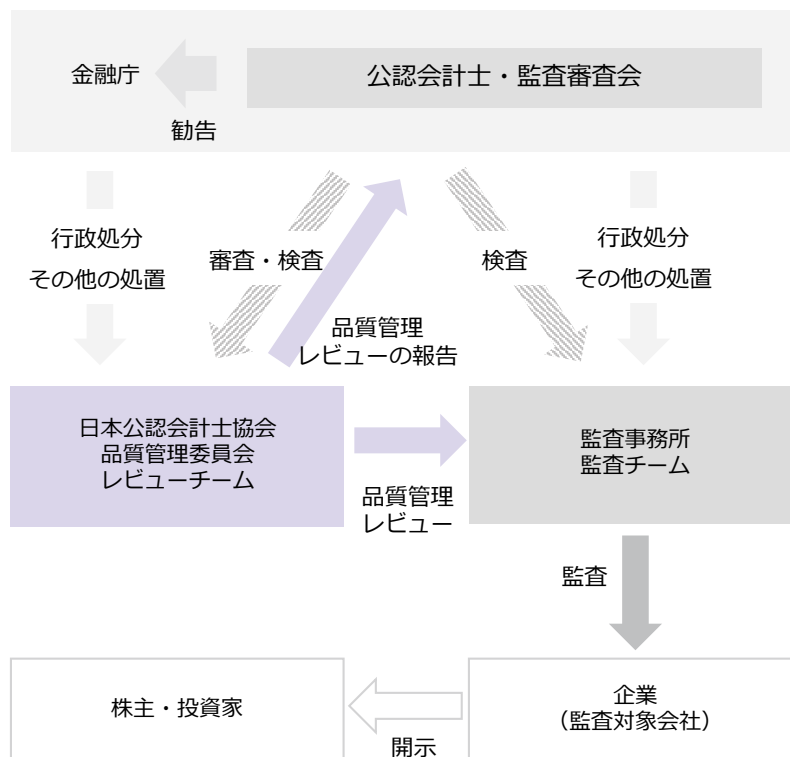
(1)公認会計士・監査審査会によるモニタリング

当協会は、品質管理レビューの実施状況について、公認会計士法第46条の9の2第2項に基づき、公認会計士・監査審査会(金融庁に設置されている合議制の行政機関)によるモニタリング^(注)を受けています。公認会計士・監査審査会は、当協会からの報告内容の審査、監査事務所や当協会等に対する検査等により、品質管理レビューが適切に行われているか、監査事務所の監査業務が適切に行われているかを確認し、必要があると認める場合には、業務の適正な運営を確保するために必要な行政処分その他の措置を金融庁長官に勧告します。

(注)モニタリング情報等については、公認会計士・監査審査会のウェブサイトを参照。

URL:<https://www.fsa.go.jp/cpaaob/shinsakensa/index.html>

【金融庁、公認会計士・監査審査会、監査事務所及び当協会の関係】



(2)公認会計士・監査審査会との連携

当協会は、品質管理レビュー制度の実効性向上に資するため、毎年度、公認会計士・監査審査会と実務者レベルの検討会を複数回実施しており、協議を通じて課題や対応策を取りまとめ、翌年度以降の品質管理レビューの改善や向上につなげています。2025年度においては、上場会社監査の担い手としての役割が増している中小監査事務所をはじめとした、監査事務所全体の品質管理の向上を促すための方策について、検査と品質管理レビューが全体として最大限の効果を発揮するという観点から、公認会計士・監査審査会と当協会の連携強化に重点を置き、意見交換を行いました。

また、当年度は、品質管理レビュー基本方針(2026年度～2028年度)の策定に向けて、品質管理レビューの役割を適切に果たすために必要な項目と方針が掲げられているかといった観点で意見を交わしました。

このほか、2024年度から継続して、公認会計士・監査審査会の主催により検査官とレビューアーのディスカッション研修が実施され、品質管理レビューに期待することについてのメッセージ発信のほか、事例検討や検査と品質管理レビューにおいて共通の課題と考えられる事項(深度ある監査実務の浸透及び自律的な品質の改善を促すための施策等)を解決するための方策などをテーマとしたディスカッションが行われました。

品質管理レビュー制度の一層の機能向上に向け、今後も深度ある効果的な連携のための取組を進めていきます。

(1)品質管理レビュー方針に基づく対応

品質管理レビュー基本方針(2023年度～2025年度)

上場会社等監査人登録制度の導入や改訂品質管理基準の適用を踏まえ、2023年度以降の3か年において重点を置く取組と対応方針を2023年6月に策定・公表しました^(注)。会計監査の信頼性確保のために品質管理レビュー制度が適切にその役割を果たせるよう、当該方針に沿って2023年度から2025年度までの期間において以下のとおり対応しました。

(注)当協会ウェブサイト「専門情報一覧(掲載日：2023年6月27日)」を参照。

URL:https://jicpa.or.jp/specialized_field/files/0-30-0-1a-20230627.pdf

制度改正や基準改訂への対応（上場会社等監査人登録制度の適切な運用・改訂品質管理基準の運用状況の検証）

＜「適格性の確認」に係る不備の目線の公表＞

2023年6月に監査事務所の適格性を確認する際の着眼点・判断基準を示した「適格性の確認ガイドライン」を公表し、より高い規律付けの一環として、新たな目線で品質管理レビューを実施しました。その後、改訂品質管理基準の適用や法令上の情報開示体制の整備といった新たな要求事項への対応、品質管理レビューの実績などを踏まえ、「適格性の確認ガイドライン」を毎年改正しました。
--

＜みなし登録上場会社等監査人に対する指導＞

「適格性の確認ガイドライン」を踏まえたセルフアセスメント調査による実態把握、登録申請までのオンライン及びオフサイトでの継続的な指導を行った結果、法令上の経過措置期限までに、上場会社等の監査を行う意向のある全ての監査事務所の申請が行われ、2025年7月1日までに全ての審査が完了しました。
--

＜改訂品質管理基準を適用した監査事務所への品質管理レビュー対応状況＞

登録上場会社等監査人に対する通常レビューにおいて、改訂品質管理基準を適用した監査事務所のリスク・アプローチに基づく品質管理システム導入後の整備及び運用状況を確認しました。また、登録申請時に確認された、上場会社等の監査を公正かつ的確に遂行するための監査事務所の体制が実質的に運用されているかを確認しました。

リスク・アプローチの徹底

＜人的リソース配分＞

2024年度以降、上場会社等の監査を行わない監査事務所のレビュー頻度の伸長や、倫理規則の改正を踏まえて信用金庫等に対するレビューのあり方の見直しを行い、上場会社等の監査を行う中小監査事務所への指導・監督に重点を置いて人的リソースを配分しました。

＜重点的实施項目（各年度の品質管理レビュー方針）の策定・周知＞
--

過年度の改善勧告事項の状況や直近の監査の基準の改正等の動向を踏まえ、各年度の品質管理レビュー方針において、重点的实施項目を設定し、確認しました。 なお、監査事務所の規模に応じて特性や課題は異なるため、重点的实施項目については、監査事務所の規模区分に応じて設定しています。

業務管理体制の理解・評価

<登録上場会社等監査人の業務管理体制の確認>

みなし登録上場会社等監査人に対する通常レビューや登録審査時の調査で特に確認した以下の事項について、登録上場会社等監査人に対する通常レビューにおいて、運用状況も含め確認しました。

- ・品質管理の専任部署の設置状況又は主として従事する公認会計士の選任状況、適切な業務分掌による責任の明確化、品質管理責任者が品質管理活動を行うための十分な時間の確保の状況
 - ・品質管理責任者が業務執行社員として関与する場合の関与先の数等や関与する理由
 - ・監査事務所の構成員が十分に能力開発に取り組むことのできる体制の整備状況
- さらに、経営管理の状況等を公表する体制や「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンス・コード）に沿って業務を実施するための体制及びその適用状況を公表するための体制の整備状況について、適格性の確認ガイドラインを踏まえ確認しました。

中小監査事務所(登録上場会社等監査人)の監査品質の向上

<監査調書の電子化に向けた指導の充実、調書改ざんへの厳格な対応>

「監査調書の整理、管理及び保存」に関して不適切な事例が見られたことを受け、品質管理レビューによる指導・監督を一層強化する対応を行いました。具体的には、品質管理レビュー実施時における宣誓書（監査調書の不適切な修正又は追加はない旨、不適切な修正又は追加の事実が判明した場合に重要な不備事項となることを承知している旨）の入手や留意事項の発出、改ざんリスクを低減するための紙面調書の電子化に向けた指導など、監査調書の改ざんの防止に係る対応を継続的に図ってきました。

<IT領域の取組の充実>

IT専門家レビューアーが往査する事務所数を順次拡大し、監査事務所のIT基盤の整備状況（PCのデータ漏えい対策、情報セキュリティへの対応状況や電子監査ツールの導入状況等）について必要な指導を実施しました。また、中小監査事務所支援部門との間で、情報セキュリティに関する指導の目線などについて、定期的に情報共有や意見交換を行いました。

<指導機能の充実>

監査事務所の自律的な根本原因の究明に資する取組として、eラーニングを提供しました。自主的な改善に懸念がある監査事務所について、往査後に、業務管理体制を含む根本的な原因を踏まえた改善施策が実行可能で効果的なものとなっているかを確認し、必要に応じて当該改善施策の見直しを指導する取組を行いました。また、根本原因及び改善施策に関して、独立性を有する第三者（監査法人ガバナンスコード 原則3）との協議を監査事務所に促し、特に自主的な改善に懸念がある監査事務所については協議の状況を確認しました。

品質管理レビューの実務

<リモートレビュー>

2023年度及び2024年度において、情報セキュリティ対応や監査事務所から借用したPCの管理の徹底を図った上で、リモートレビュー（当協会において個別業務の電子化された監査調書の閲覧を含むレビュー手続を実施すること。）を各年度1事務所に対し実施し、個別業務のレビューにおいて一定の効率化が図られました。

<品質管理レビュー報告書の明瞭化等>

品質管理レビュー報告書の有用性をより高めるため、記載項目や構成、記載内容を分かりやすくするよう、以下の変更を行いました。

- ・品質管理レビュー報告書におけるレビューの実施結果の記載位置（順序）を変更
- ・「根本原因及び必要な対応」の記載を、改善勧告書から品質管理レビュー報告書に変更
- ・品質管理レビュー報告書に、報告書利用者の理解に資する事項（再々指摘の旨）の記載区分を追加

品質管理レビューの体制の強化

上場会社等監査人登録制度の導入、改訂品質管理基準の適用を踏まえ、品質管理システムの整備及び運用状況を確認する対象が拡大することから、2023年度以降においてレビューチームの人員を拡充するとともに、監査事務所及びレビューチームの指導・育成に当たるシニア人材を登用しました。

公認会計士・監査審査会との連携

事例分析や審査会主催の研修等を通じて、検査と品質管理レビューの課題認識を共有するとともに、品質管理レビュー基本方針に基づく対応状況及び今後の課題について意見交換を行いました。

品質管理レビューの状況等の情報開示の充実

自主規制制度の一体的な理解に資するため、2024年度から当協会の自主規制の取組全体（品質管理レビュー制度、上場会社等監査人登録制度、個別事案審査制度、これらの制度のモニタリング）の年次報告を一つの形式で公表しました。

また、品質管理レビュー制度に関する周知の取組として、「品質管理レビュー事例解説集」を一般に公表したほか、公益社団法人日本監査役協会主催の講演会において、講演を行いました。

(注)品質管理レビュー基本方針(2026年度～2028年度)及び2026年度品質管理レビュー方針は、2026年6月公表予定。

URL:<https://jicpa.or.jp/about/activity/self-regulatory/quality/#anchor-01>

2025年度の重点的实施項目

2025年度品質管理レビュー方針において、通常レビューの実施に当たり、レビューアーが必ず確認する項目とした重点的实施項目は、過年度の改善勧告の状況や直近の監査の基準の改正等の動向を踏まえて、品質管理委員会の決定により以下の事項としました。

URL:https://jicpa.or.jp/specialized_field/20250630pqj.html

●監査事務所における品質管理

1. 監査事務所のリスク評価プロセス
2. ガバナンス及びリーダーシップ
3. 職業倫理及び独立性
4. 監査契約の新規の締結
5. 人的資源(専門要員の教育・訓練)
6. 品質管理システムのモニタリング及び改善プロセス
7. 監査ファイルの最終的な整理並びに監査調書の管理及び保存

●監査業務における品質管理

1. 不正を含む重要な虚偽表示リスクの識別、評価及び対応
2. 会計上の見積りの監査

●上場会社等の監査を行う監査事務所の業務管理体制

1. 監査証明業務を公正かつ的確に遂行するための体制
2. 業務の品質の管理の状況等の評価及び公表
3. 経営管理の状況等の公表
4. 組織的な運営
5. 品質管理システムの整備及び運用状況に関する重要な不備事項の要因の領域及び項目

(2)品質管理レビューの実施状況

品質管理レビューの実施状況は、次の表のとおりです。

なお、通常レビュー及び改善状況の確認を開始したものの、品質管理レビュー報告書及び改善状況の確認結果報告書の審議が翌年度に繰り越された監査事務所(以下「繰越監査事務所」という。)は、前年度の交付事務所数に含めているため、前年度の公表数値と異なります。

【品質管理レビューの実施状況】

	実施監査事務所数		レビュー報告書交付 監査事務所数	繰越監査 事務所数 ^(注3)
通常レビュー	56	(56)	47 (56) ^(注3)	9
改善状況の確認	6	(15)	4 (15)	2
合計	62	(71)	51 (71)	11
通常レビュー対象監査事務所数 ^(注4・5)	175	(219)		
通常レビュー実施割合	32%	(26%)		
レビュー実施割合	35%	(32%)		

(注)1.()内には2024年度の数値を記載している。

2.特別レビュー及び登録の審査のためのレビューを実施した監査事務所数については、表中に含めていない。

3.2024年度の3繰越監査事務所については、2025年度に品質管理レビュー報告書を交付したため、繰越監査事務所数欄からレビュー報告書交付監査事務所数欄へ移動している。

4.通常レビュー対象監査事務所数について、2025年度から信用金庫、信用協同組合及び労働金庫の監査業務以外に公認会計士法上の大会社等の監査業務がない監査事務所が通常レビュー対象から除外されたことに伴い、前年度と比べて減少している。(「1(3)品質管理レビューの種類」参照)

5.2024年4月1日及び2025年4月1日現在において、通常レビューの対象となる監査事務所数である。

通常レビューの実施頻度は、3年に一度を原則としていますが、品質管理レビューの実効性向上の観点から品質管理委員会の判断によって、実施頻度を短縮することを可能とする一方で、最長で5年に一度の頻度でレビューを実施することを可能としています。監査事務所の各年度における通常レビューの実施頻度について、前回のレビューから3年経過していませんが、短縮してレビューを実施した監査事務所数、及び前回のレビューから3年経過しましたが、レビューの実施を伸長することとした監査事務所数は次の表のとおりです。

【短縮及び伸長した監査事務所数】

	2023年度	2024年度	2025年度
短縮した監査事務所数	17	4 ^(注2)	10
伸長した監査事務所数 ^(注1)	5	16	13

(注)1.監査事務所の解散・通常レビュー対象会社との監査契約の解除などの理由により、通常レビュー対象監査事務所でなくなった監査事務所を除き、翌々年度までに通常レビューを実施する。

2.登録の審査のためのレビューを実施する監査事務所については、原則、通常レビューを短縮して実施せず、改善状況の確認を実施したため、通常レビューを短縮した監査事務所数が前年度と比べて減少している。

《リスク・アプローチの徹底》

登録上場会社等監査人については、通常レビューの実施頻度の伸長を行わず、原則3年に一度は通常レビューを実施することとし、更に自主改善に懸念のある監査事務所については実施頻度を短縮する一方、登録上場会社等監査人以外の監査事務所(以下「その他の監査事務所」という。)については、リスク等を勘案の上、実施頻度の伸長を重点的に実施しています。加えて、信用金庫、信用協同組合及び労働金庫の監査の監査業務を通常レビュー対象から除外し、特別レビュー対象としたことにより、登録上場会社等監査人に対する品質管理レビューにリソースをより傾注しています。

通常レビュー対象監査事務所、通常レビュー実施監査事務所及び改善状況の確認実施監査事務所の規模ごとの内訳は、次の表のとおりです。

【監査事務所の規模ごとの内訳】

(単位：事務所)

		通常レビュー対象 監査事務所数	実施監査事務所数の内訳	
			通常レビュー 実施監査事務所数	改善状況の確認 実施監査事務所数
登録 上場会社等 監査人	大手・準大手	8 (8)	3 (4)	0 (0)
	上場会社 監査数別 監査事務所	10社以上	16 (11)	2 (4)
		5～9社	18 (6)	4 (4)
		2～4社	12 (9)	0 (1)
		0～1社 ^(注2)	3 (6)	0 (1)
	計 ^(注3)	132 (133)	52 (36)	6 (10)
その他の監査事務所		43 (86)	4 (20)	0 (5)
合計		175 (219)	56 (56)	6 (15)

(注)1.()内には、2024年度の監査事務所数を記載している。

2.登録上場会社等監査人には上場会社との監査契約を締結していない監査事務所も含まれる（通常レビュー対象監査事務所数のうち、2024年度は2事務所、2025年度は6事務所を含めている。）。

3.「登録上場会社等監査人」欄の通常レビュー対象監査事務所数は、上場会社等監査人名簿への登録を受けた監査事務所及びみなし登録上場会社等監査人の監査事務所数を記載している。

(3)通常レビューの実施結果

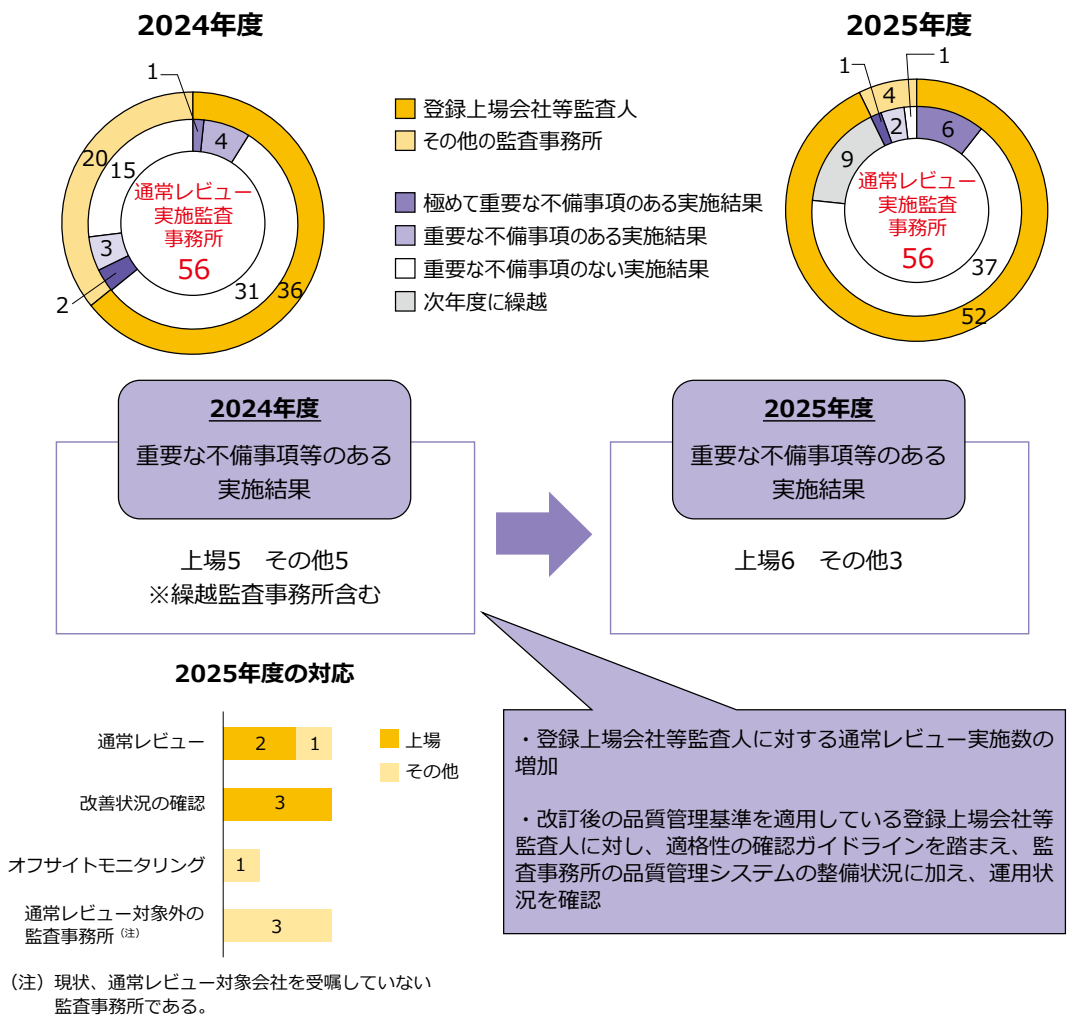
品質管理レビューの実施結果及び実施結果に基づく措置については、2025年5月から2026年4月までに品質管理委員会において決議したものを2025年度分として取り扱っています。

① 通常レビューの結果

2025年度の通常レビュー実施監査事務所56事務所(4事務所)の通常レビューの実施結果は、「重要な不備事項のない実施結果」が38事務所(1事務所)、「重要な不備事項のある実施結果」が8事務所(2事務所)、「極めて重要な不備事項のある実施結果」が1事務所(1事務所)となり、「実施結果の不表明」はありませんでした。

なお、2025年度は、リスク・アプローチの徹底により登録上場会社等監査人に対する通常レビューを重視した結果、より高い規律付けの一環として新たな目線で通常レビューを実施しており、また審査に一定の時間も要していることから、繰越監査事務所は9事務所となりました。

(注)本文中の()内の数値は、下記円グラフにおいてその他の監査事務所に該当する件数の内訳を示している。



登録上場会社等監査人において、重要な不備事項等のある実施結果が表明された6事務所は、監査品質を重視する組織風土を十分に醸成できていない、監査品質を維持・向上するために必要な適性及び能力を有する人的資源を確保する必要性を十分に認識していない、といった根本的な原因から、主に、監査事務所の品質へのコミットメントと整合した方法で資源を入手・配分又は割り当てていない、監査責任者による指揮と監督及び監査調書の査閲並びに審査によって不備事項の発生を防止できていない、監査報告書日後に行う監査ファイルの最終的な整理に関する方針及び手続を具体的に定めていない、などの不備が指摘されています。また、その結果として個別業務においても、会計上の見積りの監査や不正を含む重要な虚偽表示リスクの識別、評価及び対応など、重要な領域から複数の改善勧告事項が生じている事例が多くあります。

その他の監査事務所において、重要な不備事項等のある実施結果が表明された3事務所は、監査業務を実施するために必要な専門要員が確保できていない、品質管理基準報告書等に基づき監査事務所の品質管理システムを組織的に運営する必要性を十分に認識していない、品質管理の向上に関する風土の醸成を図れないといった根本的な原因から、主に、監査責任者による指揮と監督及び監査調書の査閲並びに審査が有効に機能していない、監査事務所の規程に定めた頻度に従い完了した監査業務の検証を実施していない、品質管理基準報告書第1号で規定された品質目標を設定していない、などの不備が指摘されています。また、その結果として個別業務においても、会計上の見積りの監査や不正を含む重要な虚偽表示リスクの識別、評価及び対応など、重要な領域から複数の改善勧告事項が生じている事例が多くあります。

通常レビュー対象監査業務がある登録上場会社等監査人への通常レビュー（適格性の確認）

通常レビュー対象監査業務がある登録上場会社等監査人52事務所に対して、2025年度の通常レビューに併せて、上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するに足りる人的体制その他の業務管理体制として、法令等に定めのある事項を遵守しているかどうかを確認することで、適格性の確認を実施しました。その結果、「品質管理の全般的体制」(公認会計士資格の誤記載を防止するための具体的な方針及び手続を定めていない等)、「監査事務所のリスク評価プロセス」(品質管理基準報告書第1号で規定された品質目標を設定していない)、「職業倫理及び独立性」(非保証業務の提供に関して倫理規則において必要とされる監査役等とのコミュニケーションに関する方針及び手続を具体的に定めていない)、「専門的な見解の問合せ」(一部の限定された分野以外の分野において、専門的な見解の問合せが必要となる具体的な事案を定めていない)、「監査調書の整理、管理、保存」(監査ファイルの最終的な整理後の変更を防止するための仕組みを整備したが運用していない)、「審査」(審査担当者の適格性を定めたが、選任時に適格性を有しているか検討していない)、「資源（人的資源）」(監査業務の品質を優先する事務所の姿勢を社員の評価に反映していない)の項目が改善勧告事項として見受けられました。

レビュー報告書交付監査事務所について、監査事務所の規模ごとにおける通常レビューの実施結果等の種類別の内訳は、次の表のとおりです。

【通常レビュー報告書交付監査事務所（規模別の内訳）】

（単位：事務所）

		実施結果等の種類別の内訳				
		重要な不備事項のない実施結果	重要な不備事項のある実施結果	極めて重要な不備事項のある実施結果	繰越監査事務所	合計
登録上場会社等監査人	大手・準大手	2(4)	0(0)	0(0)	1	3(4)
	上場会社 監査数別 監査事務所	10社以上	11(11) ^(注2)	3(0)	0(0)	16(11)
		5～9社	13(2)	2(3)	0(1) ^(注2)	18(6)
		2～4社	9(8)	1(1)	0(0)	12(9)
		0～1社	2(6)	0(0)	0(0)	3(6)
	計	37(31)	6(4)	0(1)	9	52(36)
その他の監査事務所		1(15)	2(3)	1(2) ^(注2)	0	4(20)
合計		38(46)	8(7)	1(3)	9	56(56)

(注)1.()内には、2024年度の監査事務所数を記載している。

2.2024年度に通常レビューを実施し、品質管理レビュー報告書の交付が2025年度に繰り越された3事務所のうち、1事務所は重要な不備事項のない実施結果、2事務所は極めて重要な不備事項のある実施結果にそれぞれ含めている。

❶「重要な不備事項等のある実施結果」は、あくまでも、通常レビューを実施した結果、監査事務所の品質管理システムの整備及び運用の状況において、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する重要な準拠違反の懸念があると認められた場合に表明される実施結果であり、直ちに監査業務において重要な準拠違反があったことや監査意見の妥当性に問題があったことを示すものではありません。

② 重点的实施項目とレビュー結果

通常レビューの往査時において、レビューアーは各種実施項目について確認しますが、特に重点的実施項目は必ず確認することとしており、必要に応じて監査事務所を指導し、周知を図るものです。

ア. 監査事務所の品質管理システムの整備及び運用の状況

監査事務所の品質管理システムの整備及び運用の状況に関しては、以下の項目について適切かつ有効に整備及び運用されているかを確認しました。その結果、改善勧告事項があった監査事務所数は、次の表のとおりです。

なお、2024年度及び2025年度が2023年度に比べて減少している理由は、みなし登録上場会社等監査人の上場会社等監査人名簿への登録の審査に向けて、担当主査レビューアーによる指導が行われるとともに、監査事務所としても、より高い規律付けを適切に理解し、品質管理システムの改善が進んだためです。

【重点的実施項目において改善勧告事項のあった監査事務所数】

(単位：事務所)

重点的実施項目	2023年度	2024年度	2025年度
1. 監査事務所のリスク評価プロセス	47	9	9
2. ガバナンス及びリーダーシップ	4	9	5
3. 職業倫理及び独立性	6	1	3
4. 監査契約の新規の締結	24	3	2
5. 人的資源(専門要員の教育・訓練)	34	6	2
6. 品質管理システムのモニタリング及び改善プロセス	13	5	12
7. 監査ファイルの最終的な整理並びに監査調書の管理及び保存	50	10	14

(注)1.複数の項目について改善勧告事項があった監査事務所がある。

2.各改善勧告事項の中でも、重点的実施項目に該当するものに限定して集計している。

「1. 監査事務所のリスク評価プロセス」については、主に、監査事務所が必要と考える追加の品質目標の設定の可否を検討した過程を残していない、品質管理基準報告書第1号で規定された品質目標の全部又は一部を設定していない、といった内容が含まれています。

「2. ガバナンス及びリーダーシップ」については、主に、監査事務所の品質へのコミットメントと整合した方法で資源を入手・配分又は割り当てていない、品質管理システム責任者の適格性の判断の根拠となる具体的な要件を定めていない、利益相反取引について当該社員以外の社員の過半数の承認を受けていない、といった内容が含まれています。

「3. 職業倫理及び独立性」については、主に、非保証業務の提供に関して倫理規則において必要とされる監査役等とのコミュニケーションに関する方針及び手続を具体的に定めていない、公認会計士資格の誤記載を防止するための具体的な方針及び手続を定めていない、といった内容が

含まれています。

「4. 監査契約の新規の締結」については、監査契約の新規の締結に当たり入手すべき情報等に関する具体的な方針及び手続を定めていない、契約の新規締結及び更新時において専門要員が十分な知識及び経験を有していることについての検討過程が記録されていない、などといった内容が含まれています。

「5. 人的資源(専門要員の教育・訓練)」については、人的資源が不足する品質リスクを識別しているにもかかわらず専門要員を採用するための計画を策定していない、といった内容が含まれています。

「6. 品質管理システムのモニタリング及び改善プロセス」については、通常レビューにおいて選定した監査業務に対して完了した監査業務の検証を実施しているが当該レビューで検出された多数の発見事項について指摘していない、監査事務所の規程に定めた頻度に従い完了した監査業務の検証を実施していない、などといった内容が含まれています。

「7. 監査ファイルの最終的な整理並びに監査調書の管理及び保存」については、主に、監査報告書日後に行う監査ファイルの最終的な整理に関する方針及び手続を具体的に定めていない、最終的な期限を超えても監査ファイルの最終的な整理が完了していない、PCに保管された監査業務に関連する電子データが適時に削除されていることを確認するためのモニタリングの手続を定めていない、提携しているネットワーク・ファームの構成員が監査事務所の執務スペースに入室可能な状況において十分な情報漏えい対策が行われていない、といった内容が含まれています。

なお、上記いずれの重点的实施項目についても、大手監査法人及び準大手監査法人では、改善勧告事項は識別されていません。

これらの改善勧告事項については、監査事務所に対して改善に向けた指導を行うとともに、改善措置の状況の確認を行っていきます。

イ. 個別業務における監査の実施状況

個別業務における監査の実施状況に関しては、主に以下の項目について確認しました。その結果、改善勧告事項があった監査事務所数は、次の表のとおりです。

【重点的实施項目において改善勧告事項のあった監査事務所数】

(単位：事務所)

重点的实施項目	2023年度	2024年度	2025年度
1. 不正を含む重要な虚偽表示リスクの識別、評価及び対応			
・収益認識	51	32	38
・経営者による内部統制を無効化するリスク	41	22	25
2. 会計上の見積りの監査	50	30	32

(注)1.複数の項目について改善勧告事項があった監査事務所がある。

2.各改善勧告事項の中でも、重点的实施項目に該当するものに限定して集計している。

改善勧告事項は、2023年度及び2024年度と同様、下記の項目から多く発生しています。

「1. 不正を含む重要な虚偽表示リスクの識別、評価及び対応」の「収益認識」では、不正リスクを識別していない場合の合理的な理由の検討不足、採用した抽出条件が評価した不正リスクに適合しているかの検討不足、不正の態様の検討不足、不正リスクを識別していない場合に比べ、より適合性が高く、より証明力が強く、又はより多くの監査証拠を入手していないといった内容が多くあります。「経営者による内部統制を無効化するリスク」では、起こり得る不正の態様の検討不足、抽出された仕訳入力に対する詳細テストの未実施、不正シナリオと仕訳の抽出条件との関連性の検討不足といった内容が見受けられます。

なお、大手監査法人及び準大手監査法人でも、「収益認識」では、不正リスクを識別していない場合に比べ、より適合性が高く、より証明力が強く、又はより多くの監査証拠を入手していないといった内容が見受けられます。

「2. 会計上の見積りの監査」では、固定資産の減損に係る改善勧告事項が最も多く、棚卸資産の評価・繰延税金資産の回収可能性・債権の評価・株式の評価・収益認識(履行義務の充足に係る進捗率の見積り)等からも改善勧告事項が生じています。具体的には、経営者が見積手法、仮定又はデータをどのように識別したかの理解が不十分、経営者が使用した重要な仮定に関するリスク対応手続の不足、会社が採用する見積手法が適用される財務報告の枠組みに照らして適切であるかどうかを検討していない、といった内容が見受けられます。

なお、大手監査法人及び準大手監査法人でも、固定資産の減損や繰延税金資産の回収可能性において、主に、経営者が使用した重要な仮定に関する検討の不足といった内容があります。

これらの改善勧告事項については、監査事務所に対して改善に向けた指導を行うとともに、改善措置の状況の確認を行っていきます。

ウ. 上場会社等の監査を行う監査事務所の業務管理体制

上場会社等の監査を行う監査事務所の業務管理体制に関しては、主に38頁に記載の重点的实施項目について確認しました。その結果、「1. 監査証明業務を公正かつ的確に遂行するための体制」と「5. 品質管理システムの整備及び運用状況に関する重要な不備事項の要因の領域及び項目」については、改善勧告事項が識別されていません。「2. 業務の品質の管理の状況等の評価及び公表」「3. 経営管理の状況等の公表」「4. 組織的な運営」について、改善勧告事項が識別されています。詳細は【(3)通常レビュー①通常レビューの結果】をご参照ください。

(4)特別レビューの実施状況及び実施結果

2025年度の特別レビューの実施状況及び結果は下表のとおりです。

【特別レビューの実施理由】

	2024年度	2025年度
特別レビューの実施が必要と判断した理由	・ 監査事務所の品質管理のシステムの継続的な改善への取組体制の整備及び運用の状況並びに特定の監査業務を確認することが必要と認められたため ・ 登録の審査を進めるに当たって、登録申請日現在における監査業務に係る品質管理システムの状況を確認することが必要と認められたため	・ 信用金庫、信用協同組合及び労働金庫の会計監査人である監査事務所のリスク分析及び前年度の品質管理レビューを踏まえ、監査事務所の品質管理システムの整備及び運用の状況を確認することが必要と認められたため
実施監査事務所数	2	3

【特別レビュー報告書交付監査事務所】

(単位：事務所)

実施結果	2024年度	2025年度
極めて重要な不備事項のある実施結果	1 ^(注1)	0
重要な不備事項のある実施結果	1 ^(注1)	1 ^(注2)
重要な不備事項のない実施結果	0	1
合計	2	2 ^(注3)

(注)1.2024年度に特別レビューを実施し、品質管理レビュー報告書の交付が2025年度に繰り越された2事務所の実施結果を、それぞれ1事務所ずつ含めている。なお、当該2事務所は、審査が適切に機能しておらず、監査責任者による指揮と監督が有効に機能していないなど品質管理システムに係る問題が広く蔓延しており、その程度が極めて重要であるなどの不備が指摘されている。

2.監査事務所のリスク評価プロセスに関して、監査事務所における品質管理システムの整備状況の不備の程度が重要であるなどの指摘がされている。

3.2025年度の特別レビュー実施監査事務所のうち、実施結果の審議・決定が翌年度に繰り越された監査事務所が1事務所ある。

(5)登録の審査のためのレビューの実施状況及び実施結果

2025年度において、上場会社等監査人登録審査会の要請に基づき、登録の審査のためのレビューを以下のとおり実施しました。なお、2024年度の交付監査事務所数には、新規で上場会社等監査人名簿への登録を申請する監査事務所だけでなく、一部のみなし登録上場会社等監査人に対し、登録の審査のためのレビューを実施した件数も含めています。

監査事務所の品質管理システムの整備状況に加えて、上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するための体制として、法令等に定めのある事項を遵守しているかを確認しました。

また、監査事務所の整備状況の評価に当たっては、監査事務所の運営の状況や監査業務への適用の状況などの実態も十分に考慮しました。

なお、登録の審査のためのレビューの過程で監査事務所とコミュニケーションを十分に図り、それによって登録申請を取り下げた監査事務所が3事務所あります。

【登録の審査のためのレビュー報告書交付監査事務所】

(単位：事務所)

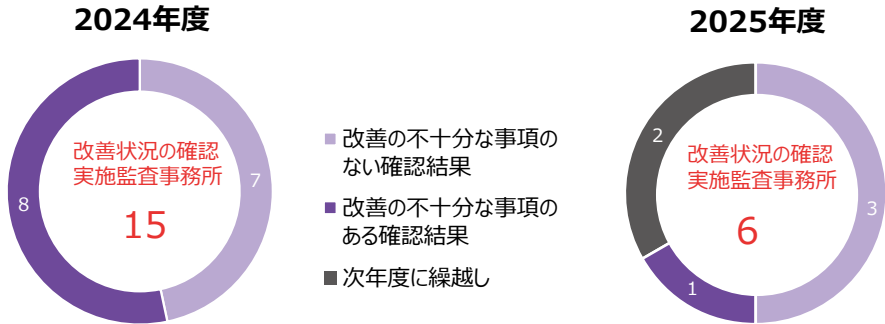
実施結果	2024年度	2025年度
極めて重要な不備事項のある実施結果	4 ^(注)	0
重要な不備事項のある実施結果	0	0
重要な不備事項のない実施結果	20 ^(注)	4
合計	24	4

(注)2024年度に登録の審査のためのレビューを実施し、品質管理レビュー報告書の交付が2025年度に繰り越された3事務所のうち、1事務所は重要な不備事項のない実施結果、2事務所は極めて重要な不備事項のある実施結果に含めている。なお、当該2事務所は、審査の具体的な方針及び手続、監査契約の新規締結及び更新に関する方針及び手続、並びに人的資源（教育・研修・採用）に関する方針が整備されていないなど、品質管理の全般的体制の整備に関して複数の不備が指摘されている。

(6)改善措置の状況の確認

① 改善状況の確認

2025年度の改善状況の確認実施監査事務所(6事務所)の確認結果は以下のとおりです。



2025年度に改善状況の確認を実施した結果、改善の不十分な事項のない確認結果3事務所のうち、前年度の品質管理レビューで発見された改善勧告事項は全て改善されているものの、周辺領域から新たな改善勧告事項が発見された監査事務所は2事務所でした。また、改善の不十分な事項のある確認結果が表明された監査事務所は、1事務所でした。

なお、2024年度に改善の不十分な事項のある確認結果が表明された8事務所については、各監査事務所の状況を踏まえ、2025年度に実施頻度を短縮して通常レビュー(4事務所)及び特別レビュー(1事務所)を実施しました。また、1事務所は2026年度以降に伸長、2事務所は通常レビューの対象外となっています。

改善状況の確認結果報告書交付監査事務所について、監査事務所の規模ごとの改善状況の確認結果の内訳は、次の表のとおりです。

【監査事務所の規模ごとの内訳】

(単位：事務所)

			確認結果の内訳			
			改善の不十分な事項のない確認結果	改善の不十分な事項のある確認結果	繰越監査事務所	合計
登録上場会社等監査人	大手・準大手		0 (0)	0 (0)	0	0 (0)
	上場会社 監査数別 監査事務所	10社以上	1 (1)	0 (3)	1	2 (4)
		5～9社	2 (2)	1 (2)	1	4 (4)
		2～4社	0 (1)	0 (0)	0	0 (1)
		0～1社	0 (1)	0 (0)	0	0 (1)
	計		3 (5)	1 (5)	2	6 (10)
その他の監査事務所		0 (2)	0 (3)	0	0 (5)	
合計			3 (7)	1 (8)	2	6 (15)

(注)()内には、2024年度の監査事務所数を記載している。

② 書面による改善措置の確認結果

品質管理レビューを実施した結果、改善勧告事項があった全ての監査事務所に対して、翌年度に、監査事務所による改善措置の実施状況を記載した改善状況報告書の提出を求め、レビューチームは、その改善措置の実施状況を確認します。

監査事務所(通常レビュー又は改善状況の確認を実施した監査事務所を除く。)から提出された改善状況報告書を閲覧した結果は、次の表のとおりです。

【書面による改善措置の確認結果】

(単位：事務所)

		2023年度	2024年度	2025年度
改善状況報告書により改善不十分の懸念の有無を確認する対象監査事務所		76	64	50
改善不十分の懸念	有	0	0	8 ^(注)
	無	76	64	42

(注)上場会社等監査人登録審査会において登録の拒否が決定された監査事務所を含めている。なお、監査事務所の状況に応じて品質管理レビューの実施の要否を検討している。

(7)品質管理レビューの実施結果に基づく措置の状況等

① 措置の決定

品質管理レビューの実施結果に基づき決定した措置は、次の表のとおりです。

【品質管理レビューの実施結果に基づき決定した措置】

(単位：事務所)

品質管理レビューの実施結果等	措置 ^(注3)	2023年度	2024年度	2025年度
極めて重要な不備事項のある実施結果	辞退勧告	2	1	0
	辞退勧告(改善不十分)	2	6	1
	厳重注意	1	1	0
重要な不備事項のある実施結果	厳重注意	2	7	4
	厳重注意(改善不十分)	0	1	2
	注意	1	0	3
	注意(改善不十分)	2	0	0
重要な不備事項のない実施結果における改善勧告事項	厳重注意(改善不十分)	1	0	0
	注意(改善不十分)	7	7	5
通常レビュー・特別レビュー・登録の審査のためのレビュー [計]		18	23	15
改善の不十分な事項のある確認結果	厳重注意(改善不十分)	0	4	0
	注意(改善不十分)	2	4	1
改善状況の確認 [計]		2	8	1

(注)1.品質管理レビューの実施結果に基づく措置は、一つの監査事務所に対して複数の種類の措置が決定される場合がある。このため、表中の措置の記載は、監査事務所ごとに決定された措置の種類の中で、最も重い措置に区分して記載しており、監査事務所ごとに決定された措置の総合計数とは一致しない。

- 2.表中に、品質管理レビュー実施結果の交付が翌年度に繰り越された監査事務所で、措置が決定された監査事務所数を、2024年度に通常レビュー2事務所、特別レビュー2事務所及び登録の審査のためのレビューは2事務所含めている。品質管理レビューの実施結果及び措置は、通常レビューが「極めて重要な不備事項のある実施結果及び辞退勧告」と「極めて重要な不備事項のある実施結果及び嚴重注意」、特別レビューが「極めて重要な不備事項のある実施結果及び辞退勧告（改善不十分）」と「重要な不備事項のある実施結果及び嚴重注意（改善不十分）」、登録の審査のためのレビューが「極めて重要な不備事項のある実施結果及び辞退勧告（改善不十分）」（2事務所）である。なお、2022年度から2023年度に繰り越された3事務所「極めて重要な不備事項のある実施結果及び辞退勧告」（2事務所）と「実施結果の不表明及び注意(改善不十分)」（1事務所）を2023年度欄から除外しているため2024年度自主規制レポートの数値と異なっている。
- 3.「措置」欄の「辞退勧告(改善不十分)」、「嚴重注意(改善不十分)」及び「注意(改善不十分)」は、品質管理レビューの結果、監査事務所の改善措置が不十分であったため決定された措置になる。

② 監査・規律審査会の審査会長への報告

品質管理レビューを通じて、監査事務所が表明した監査意見の妥当性に重大な疑念が生じた場合又は監査事務所の当協会の会則及び規則への準拠性に重大な疑念が生じた場合には、その内容を監査・規律審査会の審査会長に報告します。

監査・規律審査会の審査会長に報告した監査事務所数は次の表のとおりです。

【監査・規律審査会の審査会長への報告に関する表】

(単位：事務所)

品質管理レビューの実施結果等	2023年度	2024年度	2025年度
極めて重要な不備事項のある実施結果	4 ^(注1)	2 ^(注2)	0

- (注)1.2022年度繰越監査事務所のうち、2023年度に監査・規律審査会の審査会長に報告した2事務所を除いている。
2.2024年度繰越監査事務所のうち、2025年度に監査・規律審査会の審査会長に報告した1事務所を加えている。

5

2025年度の通常レビューにおける改善勧告事項

通常レビューの結果生じた改善勧告事項(「監査事務所の品質管理システム」及び「監査業務の品質管理」)の状況は、次の表のとおりです。

【改善勧告事項の発生内訳】

年度	改善勧告事項数			レビュー報告書交付事務所数		選定した 監査業務数
	監査事務所の 品質管理 システム	監査業務の 品質管理	計		うち改善勧告 事項が生じた 事務所数	
2024年度	110	355	465	56	54	142
2025年度	140	427	567	47	46	129

(注)2024年度に通常レビューを実施し、品質管理レビュー報告書の交付が2025年度に繰り越された3事務所については、2024年度欄に含めている。なお、いずれも改善勧告事項が生じており、改善勧告事項数は「監査事務所の品質管理システム」が14件、「監査業務の品質管理」が38件あり、選定した監査業務数は9業務ある。

(1)「監査事務所の品質管理システム」に関する改善勧告事項

品質管理レビュー報告書を交付した監査事務所における、「監査事務所の品質管理システム」に関する改善勧告事項数は、次の表のとおりです。

なお、2025年度は、リスク・アプローチの徹底により登録上場会社等監査人に対する通常レビューを重視した結果、レビュー実施事務所に対する登録上場会社等監査人の割合が従前と比べ増加しています。これに伴い、登録上場会社等監査人に対しては、適格性の確認ガイドラインを踏まえて通常レビューを実施していること、また、2025年度は運用評価を確認する対象の監査事務所が増加したことから、2024年度と比較して改善勧告が生じた事務所数の割合が増加しています。

【「監査事務所の品質管理システム」に関する改善勧告事項数】

レビューの実施結果	改善勧告事項数		レビュー報告書交付事務所数		
	(A)	1事務所当たり 平均数(A/B)	(B)	うち改善勧告事項が生じた 事務所数	
重要な不備事項のない 実施結果	78(54)	2.0(1.2)	39(46)	32(22)	82%(48%)
重要な不備事項等のある 実施結果	62(56)	7.8(5.6)	8(10)	8(10)	100%(100%)
合計	140(110)	3.0(2.0)	47(56)	40(32)	85%(57%)

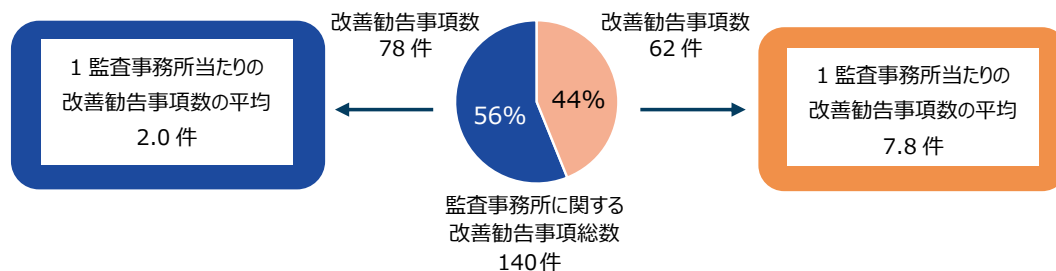
(注)1.()内には2024年度の数値を記載している。

2.2024年度に通常レビューを実施し、品質管理レビュー報告書の交付が2025年度に繰り越された3事務所のうち、2事務所は重要な不備事項等のある実施結果であり、改善勧告事項数が11件ある。

【2025年度レビュー報告書交付事務所数】 47事務所

【重要な不備事項のない実施結果】 39 事務所

【重要な不備事項等のある実施結果】 8 事務所



- ❶ 改善勧告事項とは、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する重要な準拠違反が発生している懸念がある事項です。監査に関する品質管理の向上のため改善の必要がある事項として改善勧告書に記載されるものです。
- ❷ 通常レビュー実施監査事務所数は、各年度によって異なり、改善勧告事項数を比較することは、必ずしも合理的ではありませんが、改善勧告事項の傾向を把握するため、「監査事務所の品質管理システム」と「監査業務の品質管理」に分けて、改善勧告事項の発生状況等について比較を行っています。

発生割合が高い改善勧告事項(監査事務所の品質管理システム)

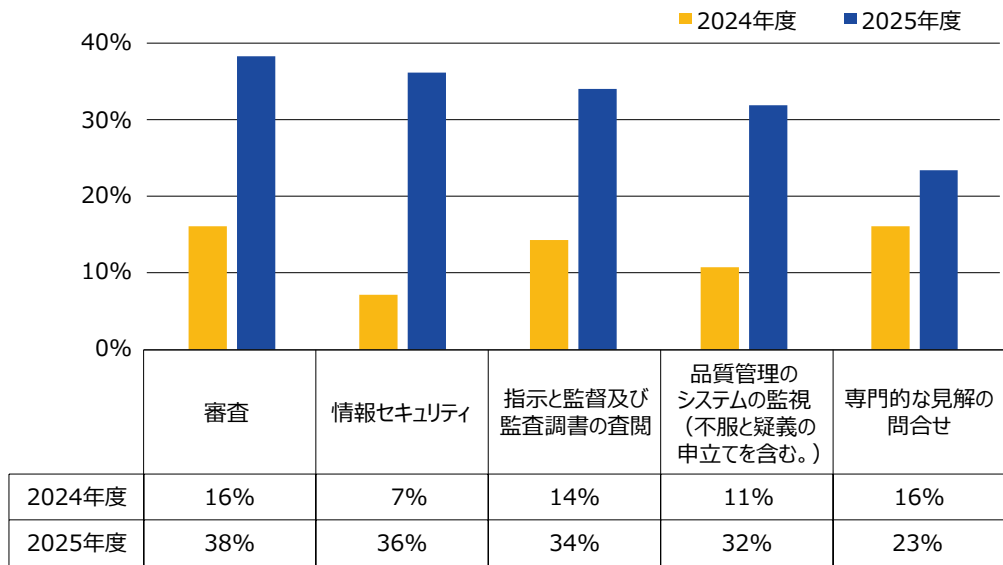
「監査事務所の品質管理システム」に関連する改善勧告事項のうち、上位5項目全てにおいて、2024年度と比較して発生割合^(注)が増加しています。

上位5項目の主な改善勧告事項は以下のとおりです。

【「監査事務所の品質管理システム」に関する改善勧告事項】

改善勧告事項の項目	主な内容
審査	・ 監査業務において多数の改善勧告事項が生じており、審査によって発見・防止されていない。
情報セキュリティ	・ 業務用PCのローカルディスクに電子データを保存されている状況において、当該電子データのモニタリングの方法や程度を具体的に規定していない。または、当該対応方法が情報漏えいリスクに対する対応として十分かどうかを検討していない、規定されているものの適切に運用されていない。
指揮と監督及び査閲	・ 多数の発見事項について、監査責任者は査閲によって発見及び是正していない。
品質管理のシステムのモニタリング	・ 監査事務所が定めた品質管理システムを構成する必要な方針と手続の内容及び実施状況が不適切又は不十分。 ・ 発見事項について、定期的な検証で指摘できていない。
専門的な見解の問合せ	・ 専門的な見解の問合せの実施が必要となる具体的な事案、専門的な見解の問合せ先、問合せ先の能力及び適性の評価を含む実施の方針又は手続について具体的に定めていない。 ・ 監査事務所が定めた専門的な見解の問合せの実施が必要となる具体的な事案が生じているが、専門的な見解の問合せを実施していない。

【発生割合が高い改善勧告事項(監査事務所の品質管理システム)】



(注) 「改善勧告事項の発生割合」= $\frac{\text{「各項目について改善勧告事項が生じた監査事務所数」}}{\text{「品質管理レビュー報告書を交付した監査事務所数」}}$

❶ 改善勧告事項の具体的な内容については「2024年度品質管理レビュー事例解説集」Ⅰ部3頁以降・Ⅱ部1シート目をご参照ください。

(2)「監査業務の品質管理」に関する改善勧告事項

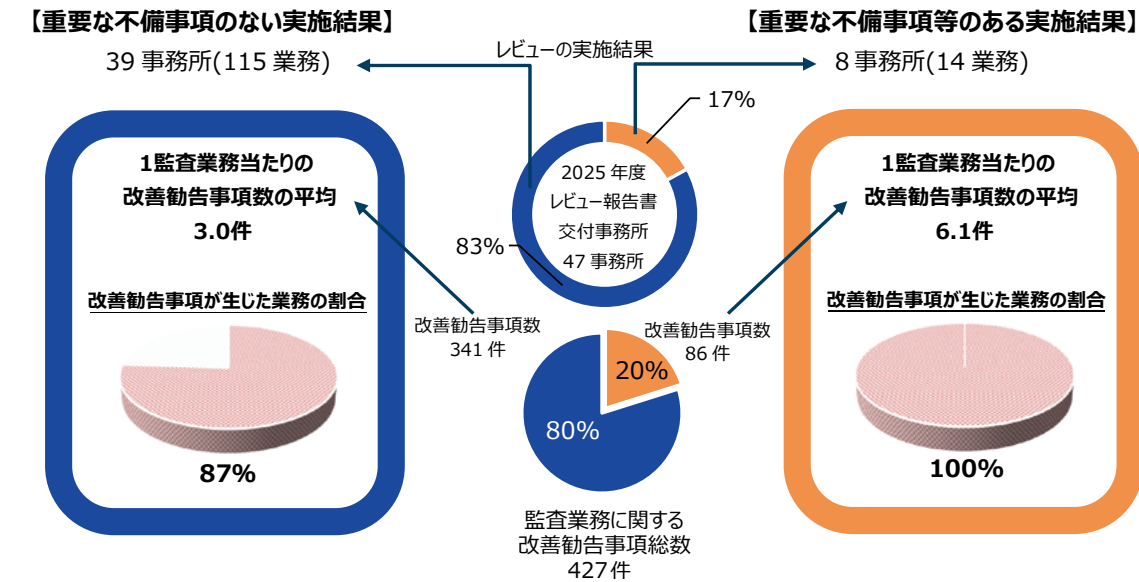
品質管理レビュー報告書を交付した監査事務所における、「監査業務の品質管理」に関する改善勧告事項数は、次の表のとおりです。

【「監査業務の品質管理」に関する改善勧告事項数】

レビューの実施結果	改善勧告事項数		レビュー報告書 交付事務所数	選定業務数		
	(A)	1監査業務当たり 平均(A/B)		(B)	うち改善勧告事項 が生じた業務数	
重要な不備事項のない実施結果	341 (256)	3.0(2.0)	39 (46)	115 (127)	100 (98)	87%(77%)
重要な不備事項等のある実施結果	86 (99)	6.1(6.6)	8 (10)	14 (15)	14 (15)	100%(100%)
合計	427 (355)	3.3(2.5)	47 (56)	129 (142)	114 (113)	88%(80%)

(注)1.()内には2024年度の数値を記載している。
2. 2024年度に通常レビューを実施し、品質管理レビュー報告書の交付が2025年度に繰り越された3事務所のうち2事務所は、重要な不備事項等のある実施結果であり、選定した3業務において改善勧告事項数が22件ある。

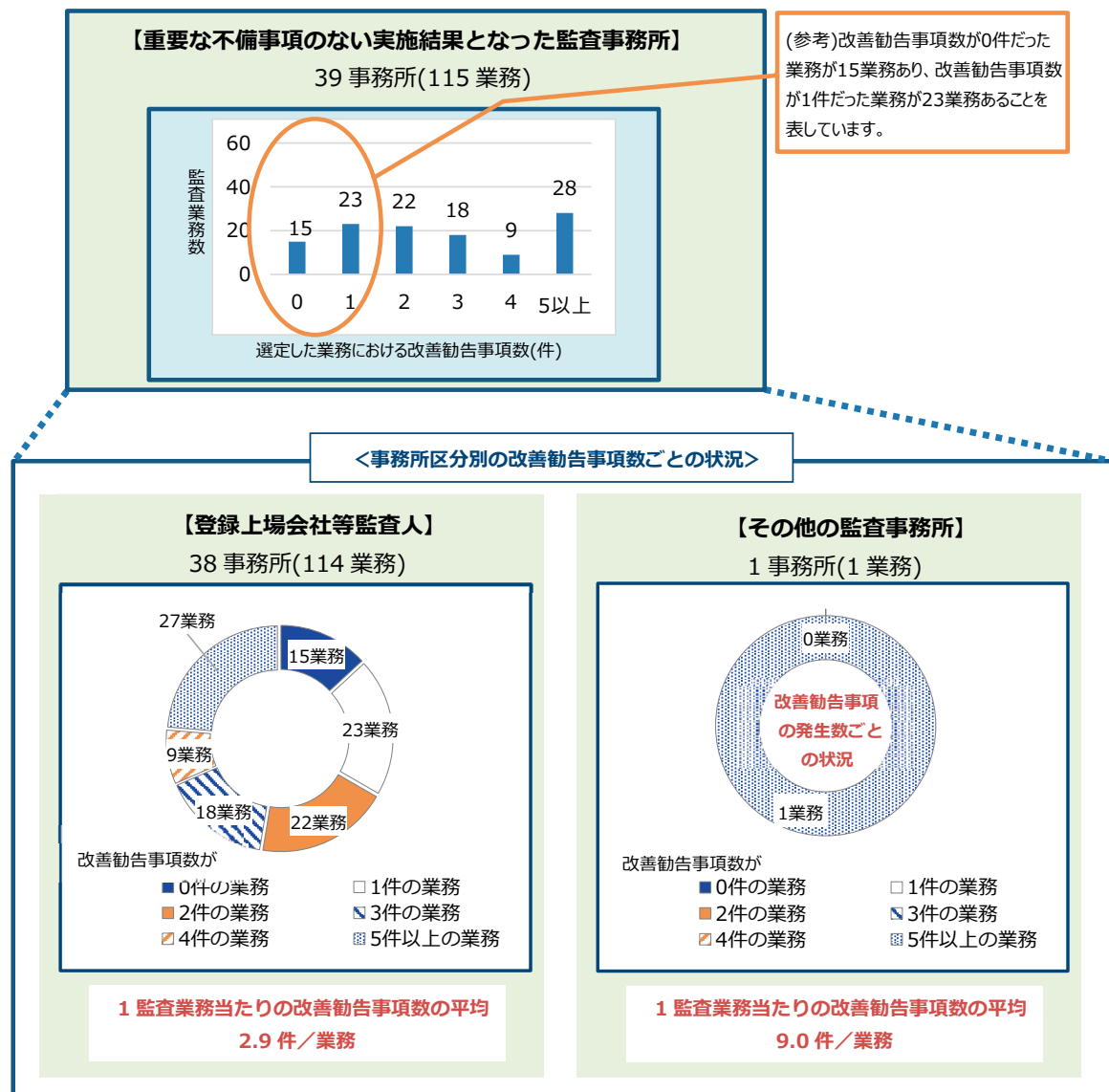
【2025年度レビュー報告書交付事務所数】 47事務所(129業務)



「重要な不備事項のない実施結果」となった監査事務所における改善勧告事項の発生状況

「重要な不備事項のない実施結果」となった監査事務所について、選定した個別業務における改善勧告事項数の状況は、下図のとおりです。

【選定した個別業務における改善勧告事項数ごとの状況】



発生割合が高い改善勧告事項(監査業務の品質管理)

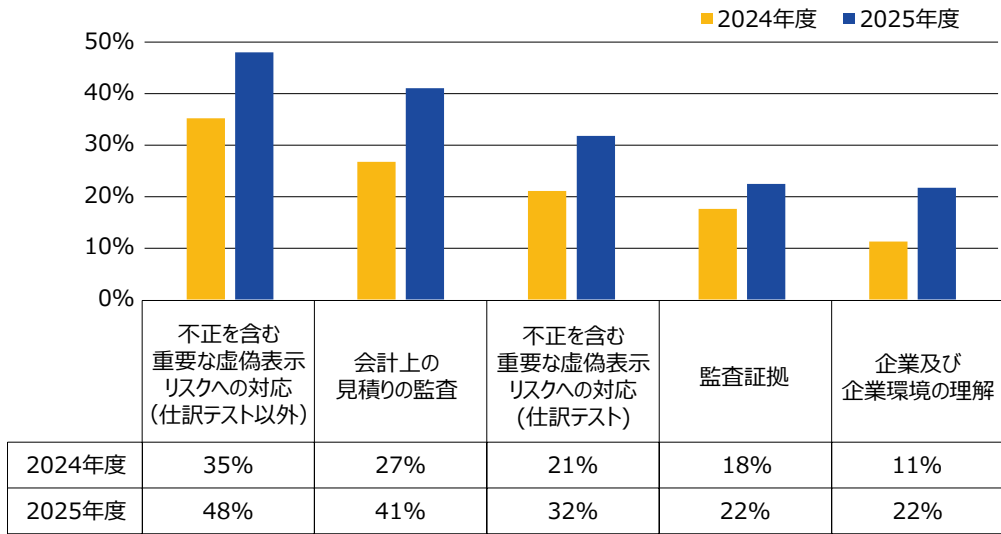
「監査業務の品質管理」に関連する改善勧告事項のうち、上位5項目の発生割合^(注)において、2024年度と比較して増加しています。

上位5項目の主な改善勧告事項は以下のとおりです。

【発生割合が高い改善勧告事項(監査業務の品質管理)】

改善勧告事項の項目	主な内容
不正を含む重要な虚偽表示リスクの識別、評価及び対応(仕訳テストを除く)	- 不正シナリオの検討不足。 - 収益認識に関して不正リスクを識別していない場合の合理的な理由の検討不足。 - 採用した抽出条件が評価した不正リスクに適合しているかの検討不足。 - 不正リスクを識別していない場合に比べ、より適合性が高く、より証明力が強く、又はより多くの監査証拠を入手していない。 (重点的実施項目の「1. 不正を含む重要な虚偽表示リスクの識別、評価及び対応・収益認識」と同様)
会計上の見積りの監査	- 固定資産の減損に係る改善勧告事項が最も多く、棚卸資産の評価、繰延税金資産の回収可能性、債権の評価、株式の評価・収益認識(履行義務の充足に係る進捗率の見積り)からも改善勧告事項が生じている。 - 具体的には、経営者が見積手法、仮定又はデータをどのように識別したかの理解が不十分、経営者が使用した重要な仮定に関するリスク対応手続の不足や、会社が採用する見積手法が適用される財務報告の枠組みに照らして適切であるかどうかを検討していない。 (重点的実施項目の「2. 会計上の見積りの監査」と同様)
仕訳テスト	- 抽出された仕訳入力に対する詳細テストが未実施である。 - 不正シナリオと仕訳の抽出条件との関連性の検討が不足している。 - 起こり得る不正の態様の検討が不足している。 (重点的実施項目の「1. 不正を含む重要な虚偽表示リスクの識別、評価及び対応・経営者による内部統制を無効化するリスク」と同様)
監査証拠	- 企業が作成した情報の正確性及び網羅性に関する監査証拠を入手していない。 - 経営者の利用する専門家の適性、能力及び客観性を評価していない。評価方法の仮定や方法の理解が不足している。
企業及び企業環境の理解	- IT環境の理解及びITの利用から生じるリスクの検討不足。 - 重要な取引種類及び勘定残高に関連するプロセスについて、取引の開始から、それに関する情報の記録、処理、必要に応じた修正、総勘定元帳への取込み、財務諸表での報告に至るまでの流れを十分に理解していない。 - 収益認識の会計方針が財務諸表の枠組みに照らして適切であるかについて検討していない。

【発生割合が高い改善勧告事項(監査業務の品質管理)】



(注)「選定業務数に対する発生割合」= $\frac{\text{「各項目について改善勧告事項が生じた監査業務数」}}{\text{「選定した監査業務数」}}$

❗ 改善勧告事項の具体的な内容については「2025年度品質管理レビュー事例解説集」Ⅰ部16頁以降・Ⅱ部2シート目をご参照ください。